

平成十三年十一月十九日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

- 委員長 中馬 弘毅君
- 委員 鈴木 宗男君 理事 原田 義昭君
- 理事 細田 博之君 理事 望月 義夫君
- 理事 伊藤 忠治君 理事 堀込 征雄君
- 理事 井上 義久君 理事 東 祥三君
- 白井日出男君 太田 誠一君
- 熊谷 市雄君 小泉 龍司君
- 小西 理君 小林 興起君
- 左藤 章君 高島 修君
- 竹下 巨君 馳 浩君
- 松野 博一君 水野 賢一君
- 柳本 卓治君 吉野 正芳君
- 阿久津幸彦君 池田 元久君
- 江崎洋一郎君 佐々木秀典君
- 佐藤 観樹君 手塚 仁雄君
- 永田 寿康君 松崎 公昭君
- 斉藤 鉄夫君 福島 豊君
- 中井 洽君 大幡 基夫君
- 矢島 恒夫君 吉井 英勝君
- 今川 正美君 井上 喜一君

- 片山虎之助君
- 遠藤 和良君
- 吉村 博人君
- 大竹 邦実君
- 小野 正昭君
- 牧之内隆久君

- 総務大臣
- 総務副大臣
- 政府参考人 (警察庁刑事局長)
- 政府参考人 (警察庁刑事局長)
- 政府参考人 (総務省自治行政局選挙部)
- 政府参考人 (外務省大臣官房領事移住部)
- 衆議院調査局第二特別調査室長

第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号 平成十三年十一月十九日

委員の異動

十一月十四日

辞任 佐田玄一郎君 小西 理君

同月十九日

辞任 谷本 龍哉君 吉野 正芳君

同日

辞任 左藤 章君 平井 卓也君

同日

辞任 吉野 正芳君 谷本 龍哉君

同日

辞任 江崎洋一郎君 岩國 哲人君

同日

辞任 矢島 恒夫君 吉井 英勝君

十一月十六日 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する法律案(内閣提出第二四号)は本委員会に付託された。

十月二十二日 KSD汚職疑惑と機密費問題の真相究明に関する意見書(静岡県警田市議会)(第九七三号)

同月二十六日

障害者・高齢者等の参政権保障の充実に関する意見書(長野県議会)(第一二二七号)

十一月一日

衆議院議員選挙、小選挙区割り法改正に關して四日市市分割解消に關する意見書(三重県四日市市議会)(第一四七七号)

日南市議会(第一四七七号)

小選挙区制の区割変更に関する意見書(滋賀県草津市議会)(第一四七八号)

同月十九日

永住外国人の地方選挙における参政権の付与に関する意見書(大阪府箕面市議会)(第二〇八五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する法律案(内閣提出第二四号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

○中馬委員長 これより会議を開きます。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長吉村博人君、総務省自治行政局選挙部長大竹邦実君、外務省大臣官房領事移住部長小野正昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○中馬委員長 去る七月に行われました第十九回参議院議員通常選挙の結果の概要について、政府から説明を求めます。片山総務大臣。

○片山国務大臣 この機会に、第十九回参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告申し上げます。

今回の選挙は、本年七月二十二日に任期が満了となった参議院議員の通常選挙でありまして、昨年十一月に議員の定数削減及び非拘束名簿式比例代表制の導入等の公職選挙法の改正を行つて初めての参議院選挙であり、また今世紀初めての国政選挙でもありました。さらに、参議院選挙では在外選挙及び洋上投票が初めて適用になりました。

選挙すべき議員の数は、昨年の公職選挙法改正により、比例代表で二人、選挙区で三人削減され、比例代表選挙が四十八人、選挙区選挙が七十三人、合計百二十一人でありました。

選挙当日の有権者数は約一億百三十一万人で、前回の通常選挙に比べ約二百二十六万人増加して、参議院選挙で初めて一億人台となりました。

次に、投票の状況について申し上げます。七月二十九日の投票日は、一部の地域を除き、ほぼ全国的に晴れまたは曇りの天気でありました。投票率は五六・四％でありまして、前回に比べ二・四ポイントの低下となっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。比例代表選挙につきましては、名簿を届け出た政党は十四政党で、前回と同数であり、その届け出名簿に登録された候補者数は二百四十四人で、前回に比べ四十六人の増、競争率は四・三倍でありました。

選挙区選挙につきましては、候補者数は二百九十二人で、前回に比べ二十四人の減、競争率は四・四倍でありました。

次に、当選者の状況について申し上げます。党派別に申し上げますと、自由民主党は比例代表選挙で二十八人、選挙区選挙で四十四人、合計七十二人、民主党は比例代表選挙で八人、選挙区選挙で十八人、合計二十六人、公明党は比例代表選挙で八人、選挙区選挙で五人、合計十三人、自由

党は比例代表選挙で四人、選挙区選挙で二人、合計六人、日本共産党は比例代表選挙で四人、選挙区選挙で一人、合計五人、社会民主党は比例代表選挙で三人、保守党は比例代表選挙で一人、無所属は選挙区選挙で三人となっております。

なお、女性の当選人は十八人で、前回より二人下回りました。次に、党派別の得票率の状況について申し上げます。

比例代表選挙では、自由民主党三八・六%、民主党一六・四%、公明党一五・〇%、自由党七・七%、日本共産党七・九%、社会民主党六・六%、保守党二・三%、自由連合一・四%、無所属の会〇・三%、諸派三・七%となっております。

また、選挙区選挙では、自由民主党四一・〇%、民主党一八・五%、公明党六・四%、自由党五・五%、日本共産党九・九%、社会民主党三・四%、自由連合一・三%、諸派・無所属一・二・九%となっております。

以上をもちまして、今回の参議院議員通常選挙の結果の御報告を終わります。○中馬委員長 続きまして、第十九回参議院議員通常選挙違反検挙・警告状況について説明を求めます。警察庁吉村刑事局長。

○吉村政府参考人 平成十三年七月二十九日に行われた第十九回参議院議員通常選挙における違反行為の取り締まり状況について御報告いたします。

選挙期日後九十日、十月の二十七日であります。この日現在で集計しました数字は、お手元に資料としてお配りしております表に示したとおりでございます。

検挙状況は、総数で四百七十三件、八百六十九人であり、前回の通常選挙における同時期の二百三十三件、五百二十六人と比べますと、件数で二百四十件、人員で三百四十三人、それぞれ増加しております。

罪種別に申しますと、資料の表のとおり、買収二百六十二件、五百五十九人、自由妨害三十六件、

三十五人、戸別訪問二十一件、五十八人、文書違反五十三件、百八人、公務員の地位利用三十六件、六十七人、その他六十五件、四十二人となっております。買収が検挙事件総数のうち件数で五・四%、人員で六四・三%を占めており、最も多くなっております。

次に、警告状況を申し上げますと、資料のとおり、総数が三千七百五十八件でございます。前回の四千二百五十七件と比べ四百九十九件減少をしております。

なお、警告事案のほとんどは文書関係についてのものでありまして、件数は三千六百四十四件、全体の九五・九%を占めております。

以上、御報告申し上げます。○中馬委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。望月義夫君。

○望月委員 それでは、自由民主党を代表いたしまして、質問をさせていただきますかと思っております。ただいま片山大臣から、今回の参議院選挙について、その結果の報告がございました。報告の中にありましたように、今回の参議院選挙は非拘束名簿式比例代表制による初めての選挙であったわけでありまして。

参議院選挙の非拘束名簿式の導入につきましては、ちょうど一年前の国会においていろいろな問題点が指摘されました。また、いろいろな予想もされました。その中には、やはり当たったものもあれば、外れたものもあります。

例えば、非拘束名簿式になると知名度のあるタレント候補に有利なもので、多数のタレントが候補者となり、参議院は芸能院になるのではないかとというような批判があったと思っております。確かに、タレントと呼ばれる方が、ある程度数の参議院比

例の候補者となられました。その面では予想が当たったことでありますけれども、しかし必ずしもタレントが有利とまでは言えなかったというような数字が出てくるのではないかと思います。実は、参議院も今回の選挙で芸能院化することはありま

せんでした。きょうは参議院選挙後初の委員会でございますので、選挙制度に完全なものはあり得ないというわけでありまして、仮定の論議で制度の批判のみを行っても余り有意義ではないと思っております。

あのときの判断が正しかったのか、批判が正しかったのか、あのときの予想は当たっていたのか、実際の選挙の執行状況を踏まえてこの場で検証することが有意義ではないかな、このような観点から、幾つかの質問をさせていただきますかと思っております。

まず、横流しについてでありますけれども、非拘束名簿式になりますと、最も論議があったのはこの横流しの問題であったと思っております。横流しという言葉は、集票力のあるタレント性の高い候補者がたかさんの票をとって、その票により選挙人が支持していない候補者も当選するという意味で使われておりまして、このような横流しが生ずることから、非拘束名簿式はけしからぬという論議であったのではないかなというふうに思っております。

そこで、実際にはそのようなことが起こったのかどうか、横流しの問題について改めてどのようなお考えを持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 いわゆる横流しの議論は、この新しい非拘束名簿式比例代表制の改正案の議論をいたしましたときに、この委員会でも大変活発に出た問題であると私は認識しております。しかしながら、そもそもこの選挙制度は比例代表選挙でございます。個人名を書きましてもそれは政党名に投票したと認識する制度でございますから、横流しという議論が生ずるのはおかしいと思っております。

今回の参議院選挙の結果はどうだったかというお尋ねでございますけれども、今回、当選者の中で、いわゆる個人名投票だけで一人が当選できる投票数を得た人というのは二人だけでございます。

○望月委員 今回の参議院選挙の大きなポイントというのは、国民にとつて顔の見える選挙、そういうようなことであったと思っております。選挙人は政党を選んで当選させることができる、そしてまた、さらにそれに加えて、自分たちがこの人だと思ふような候補者も選ぶことができるという、これが非拘束式比例代表制だということでありまして。

私は、これはちょっと話が飛んでしまうわけでありまして、この次に衆議院の選挙があるとしたら、純粋比例というののもこのような顔の見えるような方法にしたいらどうかというのかなというようにも考えておりますけれども、この話は別にいたしまして、選挙前には、政党票より個人の方が上回る、そのような予想が圧倒的なマスコミの皆さんからも出ておりました。しかし、今度の選挙の結果としては、個人票よりも政党の票の方が多かった、そういうようなことを聞いておりますけれども、このことについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 非拘束名簿式比例代表制というのは、顔の見える選挙にした、しかも、国民の皆さんが個人名投票して、ただ順番に従って当選者が決定する、いわゆる政党が当選の順番を決めるのではなくて、国民の皆さんが決めるんだ、そういう意味では、一歩国民の皆さんが開かれた選挙制度になったわけでございます。

ただ、今回の選挙の結果だけを見ますと、個人名投票が全体の三五・七三%でして、政党名投票が六四・二七%ということでございます。個人名投票の方が少なかったということでございます。

この制度がさらに定着して、この制度のことを広報していくことによって、個人名投票の数がふえるのではないかと、このように期待をしております。

は大きな問題なんですけれども、実際はどうだったんでしょか。非拘束名簿導入前の前回の参議院の選挙と今回の参議院の選挙を比較して、どうなったんだろうかということをお説明いただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 今回の参議院選挙につきまして、非拘束名簿式の導入によりまして、投票方法は、従前の政党名投票から、政党名投票あるいは個人名による投票、両方できるようになったわけでございます。この投票方法の変更によりまして、今御指摘ございましたように、これまでと比較しまして無効票が増加するのではないかと懸念が事前に示されたところでございます。

今回の比例代表選挙におきましてこの無効投票率につきましては、その総数につきましては約二百四十万票でございます。投票総数に對しては約四・二％でございます。これは、前回、平成十年の参議院通常選挙と比較いたしますと、このときの無効投票率が三・六五％ございましたことから、これと比較しますと若干高い率を示すところでございます。

しかしながら、過去六回行われております拘束名簿式比例代表制の投票率と比較いたしますと、このときの無効投票率は平均で四・五六％ございました。したがって、過去の平均の四・五六％と比較いたしますと、今回の無効投票率はそれほど高いものではなかった、このように認識してございます。

○望月委員 たいま無効票の数字が示されたわけでございますけれども、過去六回の平均に比べると非常にいい数字が出ている、そういうふうなお話を聞いたわけでありませう。

そうしますと、無効票の問題ともこれは大きな関連をしてくるわけでありませうけれども、この新しい制度を国民の皆さんに御理解いただく上で、やはり周知徹底をどういうふうにしたのか、これは大きな問題だと思ひます。

今度の参議院比例代表選出議員選挙の選挙制度

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号

平成十三年十一月十九日

を非拘束名簿方式に改める内容の公職選挙法の一部を改正する法律案が提出されたのが昨年の十月だったと思ひます。七月にこの参議院の選挙が予想されましたので、この非拘束名簿方式の導入については、法案の成立の日から数えますと、参議院の選挙の日まで期間が大分短かったのではないかな。そういうふうなことで、論議の中では、その次にまた回したらどうか、期間が短いと国民の皆さん非常にわかりづらいから、その次に変えたかどうかというふうな議論もあつたと思ひますけれども、十分な周知はできたのかどうか、この点について実際のところを行つてきたのか、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○大竹政府参考人 昨年十一月の法改正に伴いまして、総務省といたしましては、新制度の内容の周知徹底を図らなければいけないということで、ホームページでの制度の概要の掲載でございますとか、新聞折り込みによりまして、そのチラシの全世帯配布、さらには新聞広告、パンフレットの作成、それからテレビスポットの放映等によりまして、新制度の内容の周知徹底に努めてまいつたところでございます。

さらに、七月二十九日の参議院選挙の前におきましては、総務省、それから明るい選挙推進協議会、内閣府、外務省、それから地方公共団体、こういった連携のもとに、テレビスポットでございますとか新聞広告、ポスター、点字パンフレット、ホームページ等におきまして、投票日の周知、それから投票参加の呼びかけ、さらには投票方法の変更等につきまして周知徹底に努めてまいつたところでございます。

○望月委員 多岐にわたる周知徹底が行われてきたなというところは理解できましたけれども、特に一般に言うCM、これはもうあらゆるテレビで放映されるので、このCMというのは非常に大きな国民の関心と申しますか、そういった意味での大きな点だと思ひますので、国としても、一日全部CMを買い切つちゃうんだ、これは重要な国の選挙であるというふうな形で、そういう意気込みで

やつていただいたらいけないかな、これは一つの提案でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、氏名の揭示について若干意見を述べさせていただきます。今度の参議院の比例選挙において、投票の記載所において、名簿登録者、つまり候補者の氏名がいろいろたくさん書いてありましたね。そこで、氏名を書いてあるのはいいんですけども、一体あそこ何人の名前が自分の目の前に書いてあつたか。あれは、私たちが国会議員でも、どの人がどうだったかなと探すのに苦労しましたよ、本当に。

これは、候補者が多いからなかなか物理的に無理だ、何とか平等に公平にあいふふうにしたという気持ちにはわかるのでございます。特に高齢者の皆さんに聞いたら、私たち、わからなかったよ、わからないから、何となく大体あの人にしようかなと覚えていたけれども、名前を探すのにもう途中でわからなくなつたやつたというふうな、そういう大変困惑された方がいらつしやいます。言ひようによつては、選挙民の皆さん、高齢者の皆さんから、あれは親切でなかつたよねなんというふうな言ひ方がございました。

これはなかなか難しい問題だと思ひますけれども、氏名の揭示についてどのようにお考えになつておられるのか、これは技術的な問題で大変難しいと思ひます。お聞かせいただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 投票所におきましてこの氏名揭示につきましては、比例代表選挙の投票におきまして、投票所内の適当な箇所に選挙人が見やすい大きさで揭示する、これが法律の規定でございます。

そのほかに、私もいたしましては、各市町村に對しまして、この見やすい大きさの揭示のほかに、できるだけ記載台にも揭示していただきたいというふうにお願ひしてまいつたところでございます。これは法律上要請はされておらないわけでございますけれども、やはり記載台にも氏名揭示がある方が有権者の便宜に資するということ

で、お願ひしてまいつたところでございます。

記載台におきましてこの氏名揭示につきましては、記載台の大きさが限られておまして、その中で、すべての候補者について揭示の一覧性を確保できる、そして最大の文字の大きさ、こういうものを追求してまいつたところでございますけれども、結果的には、スペースとの関係で、非常に文字が小さい、こういった御指摘をいただいているところでございます。

これにつきましては、いろいろとスペースの問題、物理的な問題もございませうけれども、今後、各都道府県選管等の意見も聞きながら、この改善に努めてまいりたいと思ひます。

ただ、各市町村におきましては、記載台にお年寄り向けまして老眼鏡を設置いたしますとか、あるいは弱視者用のライトの備えつけ等、こういった便宜を図るためのいろいろ工夫もしているところも聞いております。

○望月委員 わかりました。

次に、開票の時間でございます。

これは、国民の皆さんが本当にいろいろ、自分たちが支援している国民の代表を選ぶということ、なるべく早く知りたいというふうな非常に重大な関心を持つておられること、ございませうけれども、非拘束名簿式になると、候補者別の仕分け、疑問票の処理ですね、開票時間に時間を要するということが最初から大分言われておりました。全団体が即日開票を行うのは難しく、選挙の結果が判明されるのは大変おくれるだろう、余りおくれるようだったらこれは失敗かなというふうなことも言われておりましたけれども、大分我々が思ったよりも何か早い、スピーディーにできたような感もございませうけれども、実際にはどうだったのか。また、各選挙管理委員会は、このような批判に對して、開票事務の迅速化のためにいろいろ工夫したんではないかと思ひますけれども、その点について御質問をしたいと思ひます。

○遠藤(和)副大臣 今回の、特に比例代表選挙の方ですけれども、これは十四の政党、それから二

百四人の候補者ごとの分類をしなければいけないという膨大な作業を要したわけでございますけれども、幸い、日本全国の市町村の選挙管理委員会におきまして即日開票をいただいたというものは大変ありがたいこととございまして、即日開票の決定をいただいたことに対して、この機会に心からお礼を申し上げたいと思います。

一部、大きな開票所等で遅くまでかかったところがあるんですが、幸い、投票日の翌日の午前六時ごろに九八・六％の開票所で開票が終了した、そして、マスコミにおける議席配分の確定報道も大体午前六時にはほぼ完了した、こういうふうなこととございまして、初めての試みでございますけれども、大変早い、迅速な開票ができた、このように考えております。

具体的に、各市町村が大変な御努力をいたしましたとして、臨時の職員を含めた職員の増員をいただいたり、あるいは分配方式の工夫をしていただいたり、機械を活用していただいたり、あるいは模擬投票を実施してあらかじめ研修をしていただいたり、いろいろなそういうことを現地で工夫していただいたということ、それから、総務省といたしましても、開票にかかわって判定をしなければいけない票があるわけですが、一応これのリストをあらかじめ作成いたしましたして通知をしたり、あるいは効力判定の参考資料をあらかじめ示して準備してきた、そういうところが具体的に実ったものであると思います。

なお、今後とも、正確で、かつ迅速な開票作業が進むように格段の注意と努力を払っていききたい、このように考えております。

○望月委員 ところで、今回の参議院選挙は、参議院選挙としては初めて在外投票、船に乗って働いておられる方の洋上投票が実施されたわけであります。平成十二年の衆議院の選挙において初めて導入された在外投票として洋上投票は、国政選挙としてはもう二度目の実施になるわけでありますけれども、参議院選挙としては初めての選挙だったわけでありまして。

在外投票についても洋上投票についても、これまで選挙権はありながら投票の機会に恵まれなかった方々に、より投票しやすい環境をつくったという点で大変意義のある制度である、私はそのように確信をしております。

これらの制度の創設に当たっては、本委員会はもとより、各党各会派において、選挙の公正の確保という要請と選挙人の投票の機会の確保という要請をどのように調和させるかといった観点から、慎重な議論が重ねられてまいったわけであります。このような経過を経て創設された制度であるだけに、これらの制度の対象となっておられる選挙人の方にはぜひとも利用していただきたいと考えておるものであります。

前回の衆議院の選挙は、制度創設後間もない時点で行われましたので、必ずしも一〇〇％効果が出たというようなことはなかなか難しかったと思っております。しかし、今回の選挙は二度目でございますし、また、衆議院と異なり、選挙人の方は選挙執行の時期については、参議院の選挙でございますから、ある程度予測がついた。したがって、今回の参議院の選挙については、前回の衆議院の選挙と比較して、これらの制度がより利用されていることを期待しているものでありますけれども、いかがでありましょうか。在外投票、洋上投票について、その選挙の状況、そしてまた、投票率について衆議院選挙と比較して一体どうだったんだろうかということをお願いしたいと思います。

○大竹政府参考人 まず、在外選挙から申し上げるわけでございますけれども、在外選挙につきましましては、投票の事前に在外選挙人名簿に登録しておく必要がございます。

今回の参議院選挙におきますところの在外投票の名簿登録者数でございますけれども、七万三千六百五十一人となっております。前回の衆議院選挙の際の登録者数が五万八千五百三十人でございましたので、これと比べますと一万五千二百一十一人の増となっております。

登録者が、先ほど申し上げましたように七万三千六百五十一人でございましたけれども、このうち実際に投票された投票者数につきましては二万二千五百四十四人となっております。前回の衆議院のときの投票者数が一万七千十三人でございましたので、これと比較いたしますと、投票者数は五千四百一十一人の増ということになってございまして。

投票率につきましては、今回が二九・九四％、前回衆議院の際には二九・〇七％でございましたので、ほぼ同水準にとどまっているという状況でございます。

次に、洋上投票の関係でございますけれども、比例代表選挙の場合を例にとりますと、投票送信用紙、こういったものの請求が必要でございますけれども、この請求数につきましては、今回の参議院選挙の際が九百九件でございました。前回の衆議院選挙の際のこの請求件数が八百六十件でございましたので、四十九件の増となっております。しかしながら、投票者数につきましては、今回が六百十九人でございます。前回が、衆議院の際が七百六十九人でございましたので、投票者数は百五十人の減となっております。

以上でございます。

○望月委員 在外投票、洋上投票とも、申し込みというんですか、そういう意味では大分ふえていくようにございまして、そういう気持ちは多くなったのかな。しかし、投票率でいうと、何か前回の衆議院の選挙とそんなに変わっていないようにございまして。我々とすれば、せっかくなかなか国民に与えられた大きな権利の一つでございますので、ぜひ利用していただきたいと思うんですけれども、副大臣のそこら辺の御感想をお聞かせいただけますか。

○遠藤(和)副大臣 ただいま選挙部長が報告いたしましたように、今回の参議院選挙で、在外投票の名簿登録者の数が七万三千六百五十一人、実際に投票した数が二万二千五百四十四人という数字ですけれども、実際に在外に住んでいらっしゃる邦人

は六十万人いらっしゃると、このように言われておりますから、六十万人の数から見れば本当にまだまだ低い数である、このように思っております。せっかくなかなか制度をつくったわけでございまして、六十万人の皆さんのところにきちっと、こういう制度がありますよという周知徹底を図りまして、これは本人の申請制でございますから、全員に申請していただくように、こちらの方からも啓蒙を外務省ともども頑張っていきたいと思っております。

それから、洋上投票の方も、実際には指定船舶の船員は約三万人いると言われているんですが、今回の選挙で投票いたしましたのは六百十九人という数にとどまっております。こちらの方にもさらさら啓蒙を進めていまして、この制度が活用されるように頑張っていきたいと思っております。

○望月委員 最後の質問でございますけれども、総務省は、十月九日に、インターネットの選挙運動への解禁の可能性を議論するため、IT時代の選挙運動に関する研究会を立ち上げて、十一月十二日には第二回目の会合を開いたと聞いております。

私は、インターネットによる選挙、これはもう時代の流れだと考えておりますけれども、ただ問題は、インターネットに誹謗中傷等の文書が出た場合、選挙期間中に出たら、相手を調べるのに時間がかかる、場合によっては相手方を特定することができない、不可能だ、そういう場合もあると聞いております。悪意を持ってそのようなことが行われれば、国民にとって公正な選挙という観点から重要な支障を来すのではないかと、私はこのように憂慮しているわけであります。

また、これはインターネットとは別の話でございますが、一つの事例なのであります。今回の参議院選挙で、コンピューターを使用して無差別に電話をかける、コンピューターによる音声で投票を呼びかけるといった具体的な例があったようです。

コンピューターによって無差別に電話をかけているせいでしようか、何しろかにしろ、相手もしもしと出ても、返事も何も関係ない。何しろ朝も晩もずっと、早く言えばこれは押し売りかあるいはまた無言電話、それにたぐいするものじゃないかなと私たちは実は思っています。

それから、個別のないいろいろなプライベートがあるから、電話帳の名前を消している。ところが、コンピューターで〇〇番から何億までずっとかけていくんですから、こんなプライバシーを侵害するようなことが許されていいかどうかという問題があるわけでありませうけれども、このようなのは、有権者の皆さんに選挙によって不快感を与えている、選挙運動の方法としてはふさわしくないとの感じもあります。とにかく、名前を覚えてもらうということでは、押し売りと一緒に、一定の効果があると思われませうけれども、だからこそこのような事案が起こったのではないか、このように私は思っております。

インターネット、特に電子メール、選挙運動にこれを認めることになると、これと同じような問題がいわゆる迷惑メールの問題として出てくることとなるのではないのでしょうか。現在、インターネットによる選挙運動は認めておられないわけでありませうから、インターネットによる選挙運動を認めることになると、これらの問題が一挙に噴き出してくるものと考えられます。

先ほど申しましたとおり、私は、インターネットによる選挙運動というのはやはり時代の流れで、必ずそういうときが来るだろうと思っております。ただ、そのためには、誹謗中傷の問題、迷惑メールの問題を解決して、きちんとしたルールを決めて国民にお示しする必要がある。私は、これは大変重要な問題であると思っております。

そこで、お伺いいたしますけれども、IT時代の選挙運動に関する研究会の趣旨、審議の状況、そしてまた報告書の公表の目途についてお聞かせいただけますか。

○遠藤(和)副大臣 現行の公職選挙法におきま

ては、選挙運動として使える文書図画というものは、はがき、ビラ、ポスター等に限定をされているんですけれども、インターネットというものが普及いたしました。これは広範な地域を対象にした選挙運動として非常に有効な手段であるという議論がございます。

その一方、今御指摘がありましたように、匿名性を利用して悪用する、誹謗中傷ですか、そうしたことも考えられるわけございまして、今お話がありましたけれども、総務省の選挙部長のもとに、この十月九日ですけれども、IT時代の選挙運動に関する研究会を発足いたしました。今お話をいたしました二面の問題、これをきっちり問題を整理いたしまして、有識者の方々を中心にして議論をしていただく、そして、おおむね一年ぐらいをめぐらしていただく、このように考えております。

また、選挙制度は、各党各会派で御議論をいただく性格のものでございませうから、インターネットの活用につきまして各政党の実務担当者の皆さんにも意見をぜひ聞きたい、こういうことも考えておりました。さらに、インターネットの活用について、積極的であるいは慎重に、両方の側面から総合的な判断をしていきたい、このように考えております。

○望月委員 ありがとうございます。これで質問を終わりますけれども、インターネット選挙運動の解禁の問題については、今、一年を以て論点を整理した報告が公表される予定である、これを聞かせていただきました。次の国政選挙までには必ず結論を出していただかなければならない問題と思っております。

この問題、報告が出ましたら、各党各会派の皆さんと私も大いに働きかけをさせていただいて、よりよい選挙ができますようにしていきたいなと思っております。どうもありがとうございます。

○中馬委員長 次に、井上義久君。
○井上(義)委員 私の方からは、最初に、いわゆる投票弱者と言われている、投票の意思があつて

もなかなか投票が困難である、あるいはまた投票するための情報が他の人に比べて非常に不利な状況に陥っている、こういう皆さんの施策の拡充ということについてお伺いしたいと思います。

まず、いわゆる在宅の寝たきり高齢者の郵便投票の問題でございますけれども、この在宅の寝たきり高齢者の実数については、確たる調査がないのではございませうか、これは確かには、厚生省にいろいろ聞きましたら、いわゆる介護保険で、平成十三年八月末段階で、要支援、要介護認定者、これが二百七十五万人いらっしゃるとございまして、そのうちいわゆる在宅の介護サービスを受給している人が約百四十八万人、要介護三以上の全体割合が大体四割ですから、単純に推計しますと約六十万人が在宅の重度の要介護者じゃないか、このように推定されるわけですね。

これが、将来の見通しですけれども、二〇〇〇年に約二百八十万人であった要介護老人が、二〇一〇年には三百九十万人、二〇二五年には五百二十万人に達する。なかなか施設介護も量的な限界があつて、在宅介護の高齢者が増加していくことは避けられないということで、恐らく、現状六十万人というふうな推定いたしますと、二〇一〇年ごろには大体百万人近い人がいわゆる在宅の寝たきりの高齢者で、なかなか投票機会が得られない、こういうふうになるんじゃないかと思っております。

けれども、そういうことを考えますと、在宅の要介護高齢者、寝たきりのお年寄りの投票機会を確保するということはおもう早急にやらざるを得ないんじゃないか、こういうふうな思っております。

そこで、郵便による不在者投票ができるように、その要件を緩和すべきではないかというふうな思っております。ご質問をさせていただきます。これは身障者手帳をお持ちの方とは必ずしも一致しないというところで、難しい問題があるのですけれども、この介護保険制度の活用を図ることはできないのかというふうな考えるわけでございます。

この問題は、六月十一日に我が党の福島豊議員からも質問をございまして、そのとき遠藤副大臣

は、「障害者の等級とは別の仕組みでそうした認定制度ができないかどうか、もう一度厚生労働省とも協議をやり直してみたい」というふうな前向きな答弁をされておられるわけございまして、その後これがどのように進んでいるのか、また、この見直しについてまずお伺いしたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 在宅の寝たきりの老人の皆さんに投票機会を確保していくことは、大変重要な課題であると認識をしております。ただ、一時、お医者さんの診断書があれば、証明があれば郵便投票ができる仕組みをつくったのですけれども、それがかなり不正が続出したという経緯がありまして、廃止された経緯があることは御承知のとおりでございます。

今もお話がありましたけれども、対象者の範囲をどういうふうな認定していくか、いわゆる公的な認定方法をどのようにしていくかというところが大切なわけですね。介護保険制度が導入されるときに、当時の厚生省、今は厚生労働省ですけれども、議論をいたしましたので、介護保険の要介護認定の基準は、要するに介護に必要な時間数ということが基準になっているのです。

一方、こちらの方は、選挙権行使に関して、投票所に向くことができるかどうかということが認定の基準になるべきものでございまして、ちよつと性格を異にしているのです。

しかしながら、例えば、これは見切りの問題だと思っておりますけれども、介護保険が五つの段階に分かれているわけですから、重いものはこの際郵便投票を認める、こういうふうな見切りも考えることは可能ではないかなというふうなことを私個人は考えております。

したがって、もう少し政府部内で議論を進めまして、重度の在宅の寝たきりの方々にはそうした郵便投票制度が可能なものをご検討したい、このように考えまして、今政府部内で一生懸命に努力をしております。

最初に導入された二十六年、医者の証明書があれば郵便投票ができたということで、かなり不正があった。これは統一地方選挙だったと思いますけれども、もう五十年もたっているわけでございますし、しかも今回はいわゆる介護保険にかかわる認定でございますから、医者の証明とは少し違うのじゃないか、こういうふうなふうに思っています。

あわせて、この件に関しては、総務省の方にも行っていると思いますけれども、公職選挙法改正に関する要望事項ということで、都道府県の選挙管理委員会連合会からもこの種の要望が出ておりまして、特に、これは法令に明文化されていないために、指定できない場合等説明に困るといような声もあるわけでございます。この要件緩和についてぜひ実現をしていただきたい、こう思います。

○遠藤(和)副大臣 私どもといたしましては、五十人という基準は絶対のものとは考えておりません。したがって、例えば、単一施設として基準を満たさない場合であっても、同じ施設管理下にある他の施設と共同して行うことによつて選挙の公平性が担保される、こういう場合は認められる、あるいは、定員が五十人未満でありまして、五十人以上の施設と同様の選挙の公平性が担保されるだろう、このように推定される場合は、各都道府県の選挙管理委員会におきまして柔軟な対応をすることが可能である、このように考えております。

○井上(義)委員 ぜひそうしたいと思えます。これは事務方の理解がないと、与党で結論を出してもなかなか実行できないという面もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点、この不在者投票に関して、いわゆる指定病院等に該当しない病院の投票の問題なんですけれども、現在、都道府県の選挙管理委員会が指定するおおよそ五十床以上の病院、それから入所者五十人以上の老人ホーム、身障者の援護施設では、指定病院等での不在者投票が認められているのですけれども、四十九床あるいは四十九人以下の施設では、このいわゆる病院投票が行われておられないわけです。これらの施設、これは病院に限っても、調べましたら、全国で千四百三病院、推定約五万人の人が入院されているわけでございます。こういった人たちの投票機会が狭められているというのが現状でございます。

てのお考えをお伺ひしたい。特に、施設設備とか選挙管理者などの問題があつてなかなか難しい、こういう声も聞くのですけれども、例えば投票管理者が施設を巡回するというようなことをやることによって、ぜひこれを実現すべきだということに考えますけれども、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

今後とも、指定施設における不在者投票のあり方について、さらに議論を深めていきたいと思っております。

○井上(義)委員 次に、視覚障害者のための点字公報の問題ですけれども、現行の選挙公報制度では、選挙公報は、一定の規格、制限に基づいて、候補者から出された公報原稿をそのとおり掲載するというふうになっておまして、これを点字に変換するというのはなかなか難しい問題があるというところは理解をしておりますけれども、やはり投票に当たって同じ情報が得られるということ、私は極めて大事な問題だと思ひますので、何らかの工夫をしなければいけないんじゃないか。

○遠藤(和)副大臣 選挙公報という厳格なものではないけれども、候補者の氏名とか経歴等がわかる、いわゆる選挙のお知らせというものを今発行させていたいただいておまして、参議院選挙では全国で五万二千四百四部発行させていただきました。予算も計上いたしまして、一億二千三百万円計上いたしまして、そのようなきめ細かな施策をさせていただいております。

○井上(義)委員 ぜひ施策の充実を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○井上(義)委員 これも次の統一地方選挙までぜひ一定の方向が出るように、特にいわゆる中途で聴覚障害になったという方、なかなか手話が習得できないという方が非常にふえているわけでご

す。それから、政見放送の字幕放送というのは、技術的な問題がクリアされていないということ、これが導入されていないのが現状でございます。この点についても、先般、福島議員からも六月十一日の当委員会でこの問題を質問いたしました。遠藤副大臣から、導入の方向でいろいろと検討していきたい、また字幕放送についても、技術の進歩ということがありますから、そういう方向で検討していきたい、こういうお話があつたわけでございます。

かなりリアルタイムで字幕化できるという技術も今進んでおりますし、手話についても、アニメーションで手話をやるというようなことがかなり技術的に可能になってきているように思います。あるいは字幕についてこれを解禁するということについて、現在の状況はどうなっております。

○遠藤(和)副大臣 参議院の比例代表選挙それから衆議院の選挙の小選挙区制による持ち込みビデオ方式のもの、それ以外の選挙に対してはいわゆる手話通訳をしていないわけですが、これは、手話通訳士が非常に偏在をしております。すべての地域でつけるということがなかなか難しいという理由によるものでございます。

ただ、今おっしゃいましたように、放送技術が大変今革命的に進展しております。しゃべったらその場で文字放送になるとかいうふうな技術が開発されております。あるいは、手話のお人形がアニメで、しゃべったことをそのままお人形が手話をするというふうな技術も開発されておりますから、そういう技術の進展に合わせまして、選挙制度の中でもこれが活用できるようにしたい、このようなことで順次議論を進めていきたいと思っております。

○井上(義)委員 これも次の統一地方選挙までぜひ一定の方向が出るように、特にいわゆる中途で聴覚障害になったという方、なかなか手話が習得できないという方が非常にふえているわけでご

が、出ております。

御案内のように、テレビなんかでも、例えば外国語のインタビューなんか、ほぼリアルタイムで日本語が出てくるというような形になっておりますから、日本語をそのまま日本語で字幕にするのに、英語でさえも字幕になっているのに何でできないんだという声があるわけでございます。まして、この字幕放送をぜひ早期に実現するようにお願いしたい、こう思います。

続きまして、在外選挙及び洋上投票の件でございます。

まず在外選挙についてですが、これは、平成十年五月に念願かなって公職選挙法が改正されて、およそ六十万人と言われております在外邦人に国政選挙の投票権が確保されたわけでございます。過去二回の在外選挙の結果は、昨年の衆議院議員総選挙では、登録者が五万八千五百九十三人、投票者数が一万六千九百九十三人、投票率は二九%、それからことしの参議院議員選挙では、登録者数が七万四千四百五十八人、投票者数が二万二千五百四十四人、投票率が三〇%と、着実にふえてきているというものの、六十万人という数からいって、我々が当初予測したよりもはるかに少ないわけでございます。まだまだ有効に活用されているとは言いがたいというふうに思うわけでございます。

制度の問題はいろいろありますけれども、総務省としてこの制度の周知、広報にもう少し本腰を入れてやるべきじゃないか、こう思いますけれども、まずその認識及び方針についてお伺いしたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 おっしゃるとおり、六十二万人いらっしゃる人数から考えますと、まだ本当に少ない水準にとどまっていますと私も思います。これから、各国にいらっしゃる在外邦人の皆さんに、こういう選挙制度があるということを周知徹底するとともに、日本の政治に対しても常に情報が行き渡るような仕組みというものを考えていく必要

があると思います。今NHKが国際放送をやっているわけですが、常時、日常的に日本の政治に対する関心を同胞の皆さんに持っていたら、こういうことも必要ではないかと考えております。

○井上(義)委員 きょう外務省に来ていただいていると思いますけれども、この投票のやり方について、もう少し簡素化すべきじゃないかという観点からお伺いしたいと思います。

投票率、先ほどお話をいたしましたけれども、過去二回、全部三〇%弱ということになっているわけです。わざわざ在外選挙人名簿に登録した人の登録した人が在外邦人全体の約一割強でございますけれども、それでも、実際に登録したのに、登録したんだと思うんですね。その投票率が三〇%弱しかないというのがやはり非常に大きな問題だと思っております。

実際のこの投票方法は、在外公館投票、いわゆる大使館、領事館で投票する、それから郵便投票、直接国内の市町村選挙に投票用紙を送る、それから帰国投票、一時帰国時に投票する、この三種で行われているわけなんですけれども、私は、この投票手続の段階で問題があるんじゃないかというところで、外務省にお伺いしたいと思います。

一つは、在外邦人が比較的多い地域、その地域の大使館、領事館が、治安とか実務上の理由というふうにおっしゃっているんですけれども、在外公館投票を行っている。この地域の登録者は、近くに大使館があるにもかかわらず、日本国内と一往復半のやりとりをして郵便投票をしているというのが現状でございます。せっかく近くに、しかも在外邦人が多い地域に在外公館があるわけですから、投票できる在外公館をまず拡充すべきではないかというの一点です。

それからもう一点は、郵便投票なんですけれども、これは遠い日本の市町村選挙とやりとりする、これは時間もかかるしお金もかかるというところでございまして、直近の在外公館とのやりとりで郵

便投票が行えるようにしてはどうか。在外選挙を導入したあの委員会の附帯決議でも、「利用しやすい制度となるよう、不断の見直しを行う」というふうにあるわけでございます。この点についての外務省の認識と見解をお伺いしておきたいと思っております。

○小野政府参考人 お答えいたします。

二つ御質問がございました。まず第一点の在外公館投票の拡充についての御質問でございますが、外務省といたしましては、昨年の衆議院議員の選挙以降今日まで多数寄せられております有権者からのさまざまな意見、要望を踏まえまして、在外公館投票の拡充の可能性を真剣に検討してきているところでございます。

去る七月の参議院選挙におきましては、全世界で二百八十八公館の中で、約八割に当たります百六十六の公館で在外公館投票を実施したところでございます。残り二割の公館につきましては、先生御指摘のとおり、治安情勢が劣悪である、あるいは、ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ等、管内の在留邦人数が非常に多いために、あるいは高層ビルの中にあるといった物理的な問題があるために、さらには、多くの高層ビルの場合には、週末閉館とされているところが多くて、警備上の問題が生じる等、公館投票が現実問題として非常に困難な状況にあるところがあるわけでございます。

公館投票につきましては、有権者の意見、要望というのはいまはさまざまございまして、若干詳細にわたって恐縮でございますが、例えば、在外公館投票は公館の近隣地、比較的近いところを対象とするということになっておりますけれども、米国とかブラジルとか、近隣地といっても非常に広大で、在外公館まで車で片道三時間以上かかるようなところもございまして、そういうところでは在外公館投票の導入というのは、かえって投票率を低くすることにもなりかねないという要素もあるわけでございます。これは一例でございますけれども、こういう諸点を考慮する必要がある

というふうに考えております。こういう点を踏まえまして、今後とも在外公館投票の拡充の方途については真剣に検討していきたいというふうに考えております。

それから、第二点目の点でございます。

御指摘のとおり、郵便投票につきましては、投票手続といまはどうか、大変複雑な状況でございます。登録手続を含みますと、投票までに、在外有権者は市町村選挙管理委員会との間で二往復半のやりとりが必要ということになっております。この点、多くの有権者から改善の要望が寄せられていることは御承知のとおりでございます。外務省といたしましては、先生御指摘の点も含めて、例えば、投票用紙の請求手続なしに投票用紙を受け取る、あるいは、投票用紙の送付先として、自宅ではなくて職場あてにすることも可能とすること、あるいは、選挙の公示日前から記載済み投票用紙の郵送を可能にすることなど、こういう要望もあることから、これらの諸点を含めまして、いかなる改善が可能であるか、真剣に検討してまいりたいというふうにご考えております。

○井上(義)委員 特に、在外邦人が多いところが在外公館投票をしていないという、例えばサンパウロみたいなところなんですけれども、これは非常に大きな問題だと思っております。こういうところはぜひ実現するようにしてもらいたいということ、それから、郵便投票、選択ができるように、現在、一部なっていますけれども、選択ができるようにしたいんじゃないかというふうにも思いますし、改善の余地は幾らでもあると思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

それから、洋上投票の問題ですけれども、洋上投票の対象を地方選挙にも拡大してもらいたいという要望が随分来ております。再来年が統一地方選挙の年でございますので、それまでにはぜひ、いわゆる地方選挙にも拡大すべきじゃないか、このように思いますけれども、この点について今当局はどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大竹政府参事 洋上投票、これは、地方選挙を含めるといたしました場合につきましては、洋上投票を行います場合には、まず、指定市町村と

いいまして、港湾を有しているところを指定しているわけでございますけれども、その指定市町村で投票用紙の交付それから受信を行っているわけでございますけれども、この指定市町村におきまして、全国三千三百の地方選挙の実態につきまして、常時その日程等を把握しておく必要があります。

一方また、船舶でございますが、船舶の船長におきまして、船員に対しまして洋上投票を行います場合には、地方選挙の日程等を常時把握しておく必要があるわけでございます。

さらには、洋上で航行中投票を行うわけでございますので、事前に予定で受けました投票用紙につきましては、実際に選挙が告示されて初めて投票を行うことができるわけでございますので、具体的に選挙が行われるのかということ、告示日を把握しておく必要があるわけでございます。

さらにはまた有権者、船員が有権者でございますけれども、立候補者がどのような方なのか、こういった立候補者の情報等も洋上で確保する必要があります。あるわけでございますけれども、なかなかその手だてもないということございまして、これらの点を考えますと、洋上投票におきまして地方選挙までやるのは非常に難しい点があるんじゃないかなるか、このように考えてございます。

○井上義委員 済みません、時間が来ましたけれども、最後に一つだけ、十八歳選挙権の早期の実現ということについてお伺いしたいと思います。

十八歳選挙権、我々も長い間この問題を取り上げて主張してきているんですけども、先般、アメリカで十九歳の町長さんだか誕生したという話もありましたし、ドイツなんかでは、地方選挙ですけれども、一部地域で十六歳の投票権を認めるとか、世界の趨勢がもう十八歳選挙権に

なっているわけでございまして、我が国としても早くこの問題を実現しなければいけない。特に、少子高齢化で、若い人たちが将来の世代について責任を持つ、自分たちの世代についてきちっと関心を持っていただく、また政治もそういう未来志向にならなければいけないという観点から、これは一日も早くやはり十八歳選挙権を実現しなければいけない、こう思うんですけども、これまで民法とか刑法との整合性の問題ばかりが言われてなかなか前に進まない。このことについて、最後にお伺いしておきたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 この問題は、タウンミーティングでもたくさん意見が出てきました。若い人に政治に対する関心を持っていただく、そういうチャンスをつくるという意味でも大きな問題があります。

ただ、問題は、今お話がありましたように、民法上の成人年齢それから刑事法制上の取り扱い、こういうものとの整合性というものがやはり一つあります。それとともに、やはり選挙権あるいは被選挙権の問題は選挙の基本にかかわる問題でございます。ですから、各党各会派でも御議論をいただきたい、このように思っております。

○井上(義)委員 では、以上で終わります。

○中馬委員長 次に、佐藤観樹君。

○佐藤観樹委員 今、議会制民主主義の根幹にかかわります選挙制度が大変危ういところへ来ている。政治改革ということで、日本の政治が持っているさまざまな問題点につきまして、私は、当委員会の前が政治改革特別委員会、その前が公職選挙法等改正特別委員会かな、ずっと席を置かせていただきました。先輩あるいは各位と、日本の選挙制度というものが生き生きとしたものになるように、国民の民意が十二分に反映するようにということを取り組んできたわけであります。

最終的には、平成五年から六年、細川内閣の自治大臣という立場で、山花政治改革担当大臣とともに、政治資金規正法、公職選挙法、政党助成法、選挙区画定審議会設置法という四法案を皆さんの

御協力をいただいて成立させていただいたわけであります。そういった立場からいいますと、冒頭申しましたように、今まさに国の根幹にかかわる選挙制度自体が非常に危ういところに立っているという危機感を持っているわけであります。

七十年続きました中選挙区制というものがどういう弊害で小選挙区制に変わったんだろうか。片山大臣の御意見を最終的に伺いしますけれども、結局、中選挙区制というのは、複数候補者が出るものですから同打ちということになってしまつて、サーブス合戦になって金のかかる選挙になった。そのために、幾つか政治的な疑獄事件ということが起こって政治の腐敗を招いた。これが国民の政治不信を呼び起こしたし、あるいは、例えば五名区ならば十数%で議席をとれるということにもなるわけでありますから、必ずしも政策の合意なりということにならずに多党制化しつづあり、なりとつて、敏速な政策決定ということが非常に難しい。このことが、政権交代がなかなか起こりにくいし、またそのために政治の腐敗というもの

が招かれてきたということが、その他いろいろありますけれども、中選挙区制を変え、現行の小選挙区比例代表制並立制ということに、さまざまな各党の意見をまとめてこういう制度になってきたと思うわけであります。

小選挙区になりましたことにつきましては、その結果、政党、政策本位の選挙ということになりますし、どこかが腐敗をすれば、それは有権者の目に非常によくとりまして、次の選挙ではその判断を有権者に仰ぐということになってまいりますので、そういった意味では、政権の、あるいはその政党の実績と公約というものによりまして政権交代が起こりやすい、こういうメリットがあったと思うのであります。

振り返れば、リクルート事件を契機に、いや、その前のロッキードあるいは造船疑獄などと言ったらまた大変古くなりますので、最近ではリクルート事件をきっかけに、海部内閣、宮澤内閣、細川内閣と三代、三内閣にわたりました六年間か

けていろいろな議論をし、きょう、本委員会の中にも各党関係者いらっしゃいますけれども、議論の末に平成六年の一月に成立をしたわけであります。

二度この小選挙区比例代表並立制という選挙制度で行いまして、国民にも、日本人はまことに賢明でありますから、初めはどういう制度かなと思つたわけでありましたけれども、一回やってみれば、ああ、こういう制度かということがすぐわかつて、したがって、二度この選挙制度をやりまして、ほぼ国民にも定着しつづある、あるいは政治の体質が変わりつつある。このころは、摘発されないのかどうかは知りませんが、かつてのようなそういう疑獄事件、汚職事件というのがはるかに減つたと言えるのであります。

そういった意味では、片山総務大臣にお伺いをいたしますけれども、中選挙区制から小選挙区制に変わったこれらの政治的変革の経過と、それから現状のこの制度のメリット、このことにつきまして、簡単に結構でございますから、たくさん何でも知つているので、答弁は大体お互いにかつて話です。簡単に結構でございます。佐藤さんの言うとおりでございまして、結構でございますが、答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 自治大臣を相当前に経験された大ベテランでございますので、答弁の要も余りないんですけども、今、佐藤委員言われたように、大変な経過と議論で今の制度になりました。並立制というのは余り世界でもそう例が多い制度ではありませんが、基本的には、政権の選択をする小選挙区制をメインに、しかし、中小政党にもその意思が国会で反映できるように比例代表を加えた制度でございまして、ユニークな、そんな意味のある制度だ、私はこういふふうに思っております。

中選挙区によさも、確かに党を選んで人を選べるといふことがあるんですけども、結局、政策の議論じゃなくて人の議論になりまして、いろいろな弊害があつたことは御指摘のとおりでござい

ますので、そういう意味では、今回の制度は、そういう点の効果、意味はあると考えております。

○佐藤 観委員 ところが、与党三党の方では、都市部は中選挙区制にし、都市部に対して郡部というんでしょか、それ以外のところは小選挙区制のままにしようかと、これは与党にとりましては大変都合のいい、そういう党利党略の制度にしようとする画策が行われたわけでありまして。

最近、いろいろな起ったことで、新聞の社説でこれほど酷評を得たというんでしょか、あるいは、大抵某紙と某紙は賛成するものでありますけれども、その某紙と某紙も含めて、一斉にこれだけ批判をした、酷評したこの与党三党の案、案ということまで言っていると思っておりますが、これはありません。これはもう改正の理念あるいは改革の目的、原則が全くないということでもありませんし、新聞の見出しをそのまま使えば、露骨な党利党略、御都合主義、珍しい、与党は余りにも身勝手過ぎる、政党的打算、無定見さまりない、恥ずべき政党エゴである。

私も二十何年国会に置かせていただいておりますが、党利党略というのは何となく恥ずかしそうに、結果において党利党略になつているのであります。初めて、初めから党利党略をむき出しにして白昼堂々やるというのは、我が日本の議会制度も落ちたものである、こう言わざるを得ないのであります。

そこで、大臣、やはり選挙制度というのは国民の民意を反映することでありまして。もちろん、政権の交代なり、それはその結果としていろいろあるけれども、国民の民意をできるだけ正確に、ただ、そのとき求める政治的な形態というのがどうあるべきかということにももちろんありますけれども、何といつても、主権者である有権者の国民の意思を具体的に議席に体现するというこのためにあるわけでありまして、基本的には、選挙制度というのは各党の基本的な合意というものがなければいかぬのじゃないか、あるべきであるというふうにお伺いしたんであります。ひよっ

と顔を見ましたら、参議院の拘束から非拘束に変わった、片山さんはあのときの提案者の一人でありまして、この質問はどうかとも思つたんであります。しかし選挙制度である限り、与党側の個々の利益ばかりではなくて、やはりそこには野党も含めた各党の共通の理念、目的、そしてその後どういふ政治形態というものを考えるのかということを目指しながらいくべきであるというふうに思いますが、いかがでございますか。

○片山 国務大臣 佐藤委員、百も御承知なんでしょうが、選挙制度というのは百点ではありません。いろいろな国民の意向、状況の中でベターなものを選んでいくということで、基本的には私は、選挙制度が議会制民主主義の根本ですから、土俵づくりにですから、それは与野党合せて各党各会派が十分な議論の中で合意形成を目指していくということが正しいと思つております。

今回の与党の合意は、一票の価値を平等にする、二倍未満にする、そのために抜本的な見直しを図るといふことが与党三党の合意でございます。で、それはそれで私はしっかりと合意ではないかと考えております。

○佐藤 観委員 その問題をきょう片山大臣にお伺いしようと思つておられるわけですが、それだけなら、選挙区画定審議会の案がもう出るわけでありまして、それを待つていけばいいだけの話で、そうじゃないところに問題があるわけでありまして。

もう一つ、今いみじくも大臣も言われましたように、当然のことでありまして、また我々が主張するの当然でありますけれども、一票の格差の均衡化ということがもう一つ、最近の新聞の、世評にも言われておられるわけでありまして、今度の国勢調査の結果、今まで、最初つくったときは一議席当たりの人口の格差が二倍を超える選挙区が二十八でございましたけれども、今度は九十五といふことでありますから、ほぼ三分の一が二倍を超えるような選挙区になつたわけでありまして、これが二・五七三倍になつたわけでありまして、これ

をまず正していかなきゃならぬということになるわけでありまして。

そこで、今、区画画定委員会であるいろいろな審議をしてもらつて、最終的には十二月二十二日までに、たまたまこの日は土曜日なものですから、その前になるかと思つて、出すことになつておるわけでありまして、これは事務局で結構でございますが、一体、前の答申、つまり村山内閣のときの答申、そのときにはもう選挙が迫つておりました、初めての選挙制度が通つたときでありますから、ちよつと政治情勢は違つたが、しかし法律の本質は一緒でございます。そのときにはどういふ手続がなされていったかを簡単に説明してください。

○大竹 政府参考人 平成六年の衆議院選挙区画定審議会の勧告でございますけれども、これは八月十一日に内閣総理大臣あて勧告が行われてございまして。これは区割りの画定案ということで、最初勧告でございます。これにつきましては、翌八月十二日に閣議報告が行われまして、同日に、内閣総理大臣から衆参両院の議長あてに文書で報告することによりまして、審議会設置法第五条に規定してございまして、この国会報告がなされているところでございます。

今回の区割りの改定案につきましては、ただいまお話しございましたように、法律の規定によりまして、本年の十二月二十二日までに勧告が行われるとなつておられるわけでございますけれども、この勧告がなされました場合におきましては、やはり前回同様この第五条の規定に基づきますところの国会報告等手続が行われるもの、このように考えております。

○佐藤 観委員 そこで、この第五条、私が答弁をした平成六年のときには、内閣総理大臣はこの勧告を尊重しなさいやならぬという言葉があつたんでありますけれども、この尊重するが、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律というんで、五条の第一項がなくなつちやつたんですね。私、その議事録、自分が答弁

したのをいろいろ見てみると結構答えておるのに、この尊重するといふのがなくなつちやつたといふことで、あるのとなつたといふ違つたかを法制局を入れて聞きたいと思つたが、きょう時間がありませんので、それはもういたしまして、片山大臣も、この第五条に関係をいたしまして、これは尊重しますといふのをたびたび言つていらっしゃるわけでありまして、そのことについては、それでよろしゅうございませぬ、当然だと思つております。

○片山 国務大臣 前の法律では、今佐藤委員言われましたように、尊重義務を法定しておりましたが、中央省庁再編の際に、審議会によつて尊重義務を書いているのと書いていないのがあるんですね。これは、政府がお願いをして御意見いただくわけですから、尊重するのは当たり前だろつといふので、全部落としたわけでございますが、法律上の明定はございませんが、尊重すべきは私は当然だと思つております。

○佐藤 観委員 そこで、その尊重する、今大臣が言われた答弁なんですけれども、それは、先ほど大竹部長が言われましたように、最終的に国会議員に全部勧告案といふのは配ることになつていまして、そこまでするという意味ですか。

私はそれ以上に、尊重するといふことは、わざわざ画定審議会といふものをつくつて、そこから勧告が出てくるわけでありまして。内閣総理大臣はそれを受けて、受けるだけではこれは政治的な効果は全然ないのでありまして、何にも一票の不均衡といふのは変わらないわけでありまして。これは、国会に提出をして、そして衆議院、参議院を通して初めてこれが政治的に生きてくるのであります。ただ勧告を受けてそれを議長なりあるいは各国会議員に配付するといふだけでは、これは政治的には意味をなさないといふふうにお伺いいたしますが、大臣の言われます尊重するといふのは、どこかの行為までを言うつもりで尊重するといふ答弁をなさつておられるんですか。

○片山 国務大臣 政府に、そういうことで内閣や

国会に勧告があれば、勧告に基づいて案をつくつて、国会に出して審議をしていただくというのが普通でございます。それは平穏な普通の状況の場合でございますが、今回は与党三党が、今言いましたように、一年以内に抜本的な見直しをやる、一票の格差がないようにする、二倍未満にする、こういうことを決められておりますので、今回の場合にはそういう周辺の状況がございますから、その動向を見ながらどういふふうに出していか決めていく、こういうことになるんではなからうかと考えております。

○佐藤 観委員 ですから、先ほど言いましたように、これだけ酷評を得た案というのは私の知る限りない。そして、後でお伺いしますが、どうも大臣も第九次選挙制度審議会を設置するおつもりもなさそうである。

先ほど言いましたように、近く言えばこの六年間、三内閣にわたりましたこの政治改革というのがなされてきたわけでありまして、与党三党がやっても、私は現行より国民の皆さんがより合意をするような案はできないと思っております。まさに、いみじくも大臣が言われましたように、通常の場合には国会に法案を提出して、つまり定数の不均衡を直す勧告案をそのまま国会に提出して、そして国会の審議を仰ぐ、これが通常なんです、それが正常な考え方だといふふうに私は思いますけれども、それまで片山さんが大臣かどうかわかりませんが、現状においてはそこまでやるのが当然ではないか。それが、尊重するという意味ではないか。

わざわざ画定審議会というのを、七名の委員をお願いして、そしてこれはあなたも御承知のように、両院の承認を得てやるという非常に重い審議会でございます。そしてそれは、たびたび中選挙区のとくにも定数は正というのがあるけれども、なかなかそれができない、こういうことではないか、やはり一票の格差をなるべく近づけようではないかという経験の上に、わざわざ画定審議会設置法という法律をつくって、いわば自動的に、十年に一

回の本國勢調査があったらやらなきゃならぬというものをそのとおりやるのが政治に対する信頼だ、当然だと私は思いますが、いかがでございますか。

○片山 国務大臣 先ほども答弁させていただきましたけれども、そういう与党の合意がない場合、それと野党とも全くそれについての意見がない場合には、私は、審議会の答申を受けて法案をつくらせていただいて、国会で御審議をいただくというのが、それが通常のやり方だと思いますけれども、今回は、与党でそういう合意をされている。

基本的には、選挙制度というのは、何度とも言いますけれども、国会内における各党各会派の十分な御論議、合意形成によつて扱っていただくというのを今までやってまいつておりますから、一方では政府・与党は議院内閣制は一体、こういうことでございますので、そこで与党合意の動向を見守らせていただく、そういうことは私は尊重の範疇にまだ属するのではなからうか、こう思っております。

いづれにせよ、国会の中において各党各会派が十分な御論議を賜るということを私は強く期待いたしております。

○佐藤 観委員 結局、最後は逃げちゃつているのであります、こういう審議会を設置して、勧告を出してもらつて、そして、出されたものについて、今言われておりますように、一年間もたなざらしをしておくというものは、これは政府だけの責任ではなくて、国会、我々全部の責任です。全部が一体何をやっていくのかということ国民から厳しく問われてもやむを得ない。与党さんは自分たち都合のいいような選挙制度を考えておるんだから、それはそれでいいのかもしれないが、我々正常なあり方を考える者としては、こういうことは許されることではないと思ひます。

これはまさに審議会の委員の方々にも、これから案を出そうというとき、いや、一年間そんなもの、たなざらしですよというように官房長

官まで言っていることは、まことに失礼にしてふらち、これはもう議會制民主主義の破壊をみずからしていくことになるのであります。

そういう意味で、ぜひこれは正常どおりやっていたいただきたい。特に、このごろスモンの問題のときに、不作為の法令違反ということが裁判所から言われております。スモンじゃない、ごめんない、ハンセン病について、不作為の法律違反、法令違反ということを言われております。つまり、国会はもたつとしていた、それにこたえなかつたということなのであります、我々お互いに、国会議員としてこのことは肝に銘じていかなきゃならぬことだと思います。

その意味で、これはそれに当たると同時に、よく考えてみれば、これは不作為じゃないんです。作爲の法令違反をやるうとしていられるということになるのであります、ぜひこれは、勧告が出ました場合に、直ちに片山総務大臣のもとで法案を出すように、まさに審議会を冒瀆するような、そしてそのもとにあるところの法律をみずから冒瀆するような、そういう行為がなされないように再度要請をいたします。いかがですか。

○片山 国務大臣 佐藤委員のおっしゃること、お考えはよくわかりますが、先ほども言いましたように、基本的には、国会の中において各党各会派で十分な御論議をしていただけるもの、こう考えておりますし、一年たなざらしということではなくて、一年以内に抜本的な制度改正を行うということの合意でございますので、与党の動向あるいは国会内、与野党含めての動向を十分見守らせていただきますが、対応を考えてまいりたいと思っております。

○佐藤 観委員 それはおかしいのですよ、大臣。あなたは提出する義務があるんですよ。画定審議会設置法に基づいて、それを実現させるのは、これは文章は内閣総理大臣になっておりますが、所掌するのは総務大臣片山さんなのであります、あなた、人ごとみたいに国会に預けてはだめですよ、それは。法案をしっかりとちやんと出すとい

うことを再度要請しておきます。時間もあれですから、もう一つだけ申し上げますのは、実は、かく言う私も、そのときの大臣といたしまして、あのときは、御承知のように小選挙区で、いわば郡部の方々が多かったので、中選挙区から小選挙区に変えるときに、各県に一議席ずつ配分をして、その残りを二倍以内になるようにしようじゃないかということをつくつたわけでありました。そのときから既にいろいろ、各県に一つずつ議席を配分するというのはいかがなるものかという意見はありましたけれども、やはり成立させることが優先という政治判断のもとにやつたわけでありました。

しかし、これだけ格差が開いてまいりますと、しかも二回選挙が行われずと、やはり一票の格差というものにもっと厳しくしていけないか。ということ、我が民主党は、各県に一議席ずつ配分をして、残りを配分するという、二百五十三を配分するというのやり方については、これはおかしいのではないかと法案を出しているわけでありました。だから、前言いましたように、画定審議会の案をやれやれというの、ちよつと矛盾しているところもあるのですが、これは政治問題です。

しかし、いづれにいたしましても、総理も、ことしの五月三十日の参議院の予算委員会でも、「私は、一票の格差を是正する意味において、むしろ各県に一人割り当てるといふよりは全国的な観点から一票の格差を素直に是正していく方法の方が好ましいと思っております。」と、我が党の浅尾慶一郎議員の質問に答えてそう言っていました。彼も、小泉さんも、長いこと選挙制度と一緒にやってきましたから、非常にこういうことがわかつておるわけでありまして、私たちが、この方が本当だ、二・五三倍などという、一人が二票半持つているなどという、こんな不均衡というのは一日も早く直すべきであるといふふうな考えを持っておりますが、いかがお考えでございますか。

○片山 国務大臣 各県にまず、基礎というのでし

よいか、基礎数というのでしようか、一ずつ与えてというのがそのときの国会で合意された法律案ですね。それに基づいて今の定数配分がなされておられますので、画定審議会も、そういう法律の枠組みの中で、できるだけ二倍を超えないようにということに御理解を賜りたいと思います。そういうことでは、御努力をしておりますので、それはそれで、主官さんが出しなされた法案も、それもそれでお考えでございましょうから、これまたおしかりを受けるかもしれませんが、国会内で各党各会派で十分な御議論をしていただく、立法院で決めていただく、こういうことではなからうかと思っております。

○佐藤(観)委員 答弁としてはわかりません。

そこで、私は、うちの理事に、きょうは総理は来ないの、基本的にはこれはあくまで内閣総理大臣が画定審議会からもう方でもありと言ったのでありますけれども、言われるように、当然のことながら、画定審議会設置法の中の第三条の二を変えていくことをしなきゃいかぬのであります、やはりその方が一票の格差を、均衡を保つという意味においては正しいのではないかと。

しかも、もう一つ、実務的に、今のでやりますと、つまり鳥取の合計が、鳥取三区が一番小さくて、人口が二十三万六千三百三人、これは鳥取県全部合算すると七十六万一千四百九十九人、こういうことになるわけですね。これを一つに——ごめんない、今のは鳥根。鳥取が今度一つになり、ますと、六十二万三千二百二十九人ということ、一番大きくなるわけですね。大きくなって、それ以外のところを割ってあげれば、今度は倍率が非常に小さくなりますから、その次の十年後といつても、変動の数は今度のように九十五までふえるという、三分の一が二倍以上ということはなくなくてくるわけでありまして、やはりお互いに均衡は直さなきゃいかぬけれども、有権者の関係からいえば、これは、余りたびたび自分のところがあつち行つたりこつち行つたりするのは好ま

いことじゃない。そういう意味から申ししても、そして基本的に一票の格差を是正するという意味におきましても、そちらの方がより民主主義を徹底することになるというふうに考えるからであります。

最後に、冒頭申しましたように、与党のまさに御都合主義、酷評のこの選挙制度のことが言われておりますが、私もお伺いしましたように、当然だと思えますけれども、選挙制度というのは、各党の利害を超えて、国民が納得する理念の一貫したものがなきゃいかぬというふうに思います。それをつくるためには、私は基本的にはこの制度でいいと思つていますが、もしそうじゃないというなら、やはり国民の皆さんの議論を聞いて、そしてその次を考えると、第九次選挙制度審議会というのをおつくりになるお考えはございますか。

○片山(國務)大臣 これについてもいろいろな意見や御要請がございまして、今関係者で、総理まで含めまして慎重に検討いたしておる段階でございまして、結論は得ておりません。

○佐藤(観)委員 終わりますけれども、これだけ長い間かけてつづつてきて、妥協したところがありますけれども、小選挙区比例代表並立制という案にかかたどりの着いたので、二回しかやらないというのか、一回やってそれなりのメリットを發揮していることであるから、私は、新しい審議会をやつても恐らくできないと思つております。そのことも申し添えさせていただきます、終わります。

○中馬(委員長) 続いて、阿久津(幸彦)君。

○阿久津(幸彦)委員 民主党の阿久津(幸彦)でございます。この一年間の選挙制度をめぐる議論や実際に行われた国政選挙を振り返つてみますと、民主主義国家にあるまじき極めて重大な選挙制度の歪曲が行われようとしてきたと言わざるを得ません。

ことしの七月には、非拘束名簿方式という非常にわかりにくい、ある意味で問題のある制度のもとで参議院選挙が行われましたが、そこで高祖元

議員による組織ぐるみの選挙違反が行われ、大量の逮捕者を出しました。有権者にとって長年の懸案である一票の格差の是正は遅々として進まず、その一方で、過日、与党三党の間で中選挙区制を復活しようという話が持ち上がり、その余りの強引さ、政党の身勝手な国民、マスメディアの猛反発を受けて、一時、復活案を引っ込めざるを得なくなりました。

つまり、今、我が国の選挙制度は大きな危機にあるのではないかと、政党の党利党略によって日本の民主主義や国民の権利がゆがめられているのではないかと、そうした危機感と怒りを感じざるを得ないのです。

そこで本日は、こうした今の選挙制度の問題点について、高祖事件とも絡めて質問したいと考えています。

まず初めに、郵政事業をめぐつての選挙違反で十六人も逮捕者を出したいわゆる高祖事件について質問したいと思います。

この問題については、予算委員会あるいは総務委員会でも既に議論はされているので、予算委員会では、性格からいって真相究明が主に行われました。そして、総務委員会は郵政庁の責任追及が行われた。そこで、倫選特としては、再発防止に向けて何をなすべきか、このことを中心に伺いたいと思います。

まず初めに、この事件の事実確認を行いたいと思つて、容疑と内容について、簡単に警察庁参考人の方からお伺いいたします。

○吉村(政府)参考人 お尋ねの事案について申し上げます。

本年七月に施行されました参議院議員通常選挙に際し、高祖氏に当選を得させる目的を持って、近畿郵政局長らが、職務上の地位を利用して選挙運動を行ったものでありまして、大阪府警及び京都府警において同局長ら十六名を逮捕するなど、公務員の地位利用による選挙運動の禁止違反事件として合計三十一名を検挙しております。

大阪府警において検挙した事案は、当時の近畿郵政局長らが、本年二月上旬から三月上旬にかけて開催された近畿郵政局管内の大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会、特推連と略称しておりますが、大阪堺特推連、三島特推連等十五の特推連の会合におきまして、参集した合計千二百名余りの特定郵便局長に対して、後援会入会勧誘の依頼や投票及び投票取りまとめの選挙運動の依頼をしたというものであります。

京都府警において検挙した事案は、当時の近畿郵政局総務課長らが、昨年の九月ごろ、管内の普通郵便局副局長の会合において、普通郵便局副局長約二十名に対し、後援会への入会を勧誘するなどのほか、本年六月ごろ、管内の普通郵便局長の会合等において、普通郵便局長や副局長、合計約三十名に対し、投票及び投票取りまとめの選挙運動の依頼をしたというものであります。

○阿久津(幸彦)委員 ちよつと確認をさせていただきますと思つて、公務員がその職務上の地位を利用して選挙運動を行ったことによる、公務員の地位利用による選挙違反の禁止違反容疑で逮捕されたというふうな理解してよろしいでしょうか。ちよつと確認です。

○吉村(政府)参考人 公職選挙法の百三十六条の二は、公務員がその地位を利用して選挙運動をすることを禁じております。

個々具体的な事例についてはいろいろ、地位利用がどういふパターンなのかということはあると思つて、今回の事案につきましても、ただいま御説明申し上げましたように、特推連あるいは普通郵便局を舞台として、投票依頼なり投票取りまとめの選挙運動の依頼をしたということによって捕まえておるわけでありまして。

○阿久津(幸彦)委員 今回逮捕された中に、現職ではない、OBの方が含まれているんですけれども、その理由は何かでしょうか。

○吉村(政府)参考人 これは、公務員の身分を持つた者と共謀して、公務員の身分なき者の加功というところで、共謀として検挙しております。

○阿久津(幸彦)委員 要するに、公務員がその職務上の

地位を利用して選挙運動を行っている、そのことに手をかせば、共謀によってOBといえども逮捕されるということだと私は理解させていたが、

そこで、片山大臣にお伺いしたいんですが、再発防止のために何ができ、具体的にどういう議論をしてきたのか、お答えいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 今の事案は大変、私としては、国民の信頼を失う遺憾なことだ、こう思っております。まして、責任を痛感している次第でございます。

そこで、臨時の地方郵政局長、郵政監察局長の会議を開きまして、いろいろ事情や御意見を聴取いたしました。私どももいたしましては、一つは、国家公務員法及び公職選挙法についての公務員としてのあるべき規律、ルール等についての研修をしっかりとやるということが一つ。

それから、問題になりましたのは特推連と特定郵便局長会の関係でございます。特推連は、これは業務連絡組織でございます。公的なものでございますが、特定郵便局長会は、これは任意の団体ですね。それが混同されるようなことで、あいが悪いので、そこは公私の別をというか、両方の組織の活動をはっきり分けていく、こういうことにしようということが二つ目でございます。

それからもう一つは、地方郵政監察局というのがありますから、業務の監察が中心でございますけれども、今後は服務についても、特別審査ということで、これを計画的といいますか、そういうことで特別審査をして服務規律の保持を守っていく、こういうふうなことをおこなうわけでありまして、国民の信頼を回復するような再発防止の体制をとっていく、こういうふうな考えでおります。

○阿久津委員 今の、何をしてきたかというのを聞いて、私はちょっとおかしなところがあるように思っています。要するに、公職選挙法に関する研修を一生懸命やったわけですね。その後に、

公的な機関である特推連の運営と私的な任意の団体である特定郵便局長会の活動は区別してくれよ、そこをはっきりしてくれよ、そういうことを言ったんだと思うんですけども……（発言する者あり）これは大臣、今ちょっとやじにもありました。うまくやれよということだ。要するに、捕まらないうための方法を伝授しているようなもので、例えば、スピード違反をした人がいたとして、そのときに、大臣だったら、四十キロのところを八十キロ出したら、それは君、妻子もあるだろうし、もしかのことがあったら大変じゃないかと論ずるが役割だと思ふんですよ。それを、あそこにはオービスがついていないから、ひっかからないんだ、もうちょっと先には、あそこはいつも覆面パトカーがいるから注意しろよ、そういうことを言っているのと同じだと思ふんですけども、これは一体どうなっているのか。

警察庁参考人の方、まだ残っていると思ふので伺いたいと思ふんですが、公的な特推連であろうと私的な特定郵便局長会であろうと、その地位を利用して指揮監督下にある者に選挙運動を行えば、その違いはないと私は理解しているんですけども、つまり、公務員の地位利用による選挙違反の可能性が生ずると思ふんですが、どうでしょうか。

○吉村政府参考人 先ほど申し上げましたように、公職選挙法の百三十六条の二を適用する事例かどうかということにつきましては、これは個別のケースをよく見てみないと判然としない部分があります。したがって、公務員等の内部関係で、職務上の指揮命令あるいは人事、予算権等に基づく影響力を利用して、公務員の部下あるいは職務上の関係のある公務員に対して選挙に際しての投票を勧誘することになっているのかどうかということ、これはその事実が発生をしてみないと、一般的にはなかなか申し上げにくいという面もございませぬ。

○阿久津委員 重大な事件が今回起こったわけですから、十六人逮捕者が出て、検挙者は三十一名です。

か、大変重要な事件なんです、これは。だから、もうちょっとはっきりお答えいただきたいんですけども、例えば、特定郵便局長会で、仮に時間内としまして、局長さんが指揮監督下にある局員に向かって選挙運動を行ったら、どうなるんでしょうか。

○吉村政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、刑罰法令に当該事実が該当するかどうかというところは、その事例に即して考えますと、一般的にこういう場合は、こういう場合は、ならないということはないか申し上げにくい面もあるというところで御理解いただきたいと思ひます。

○阿久津委員 私は、今の答弁を聞いた方は、国民は、つまり大丈夫とは言えないんだというふうに少なくとも理解したと思ふんです。

そこで、大臣にもう一回伺いたいんですけども、大臣、先ほどの再発防止策というのは私は根本的にちょっと間違いがあると思ふんですよ。つまり、今しなければならぬことは、郵政事業にかかわるすべての公務員がその職務上の地位を利用して選挙運動を行わないことを徹底すること、これが唯一最大の再発防止策だと思ふんですよ。要するに、今まで郵政庁があるいは特定郵便局長がやってきた選挙運動をやめればよいだけの話なんです。

そこで大臣、今この場で国民に向かって、上司から指示されようと、公務員である諸君はその地位を利用しての選挙運動に負担する必要はないし、すべきではない、昇進にも影響しない、そういうふうにはっきり言っていたらいいと思ふんですけども。

○片山国務大臣 先ほど、公職選挙法なり国家公務員法の研修をやるということは、今回の事案が公選法に基づく職務上の地位利用と事前運動なんです。だから、そういうことは公務員としてすべきことではない、だれにどう言われようが、それは公務員としての地位というものをしっかり考えて行動するよということの研修をやるわけでありませぬ。事前にもそういう意味での通達や研

修をやったんですけども、今から思うと不徹底であった、そういう反省をいたしております。

○阿久津委員 大臣、ちょっと大臣に教えていただきたいんですけども、じゃ、なぜ公務員はその地位を使って選挙運動をやつてはいけないというふうにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 それは、まさに委員に対しては釈迦に説法になって恐縮なんです、公務員というのは国民全体の奉仕者ですから、パブリックサーバントですから、その地位の特殊性、職務の公共性からいって、法律で、公選法等でそういうことが禁止されているわけでありませぬ。

○阿久津委員 今このことを御理解いただいているならば、防止策というものがまた違ったものになつてくると思ふんですけども、公職選挙法でこれがいけないあれがいけないというのを教えることは大事なことだと思ふんです。ただ、それだけじゃなくて、公務員たる者、どういう気持ちで職につかなければならないのか、働かなくちゃならないのか、役割を任じなければならぬのかということ、ぜひ今おっしゃったことを徹底的に公務員に向けて御指導いただきたい、そういうふうな思ひます。お願いします。

ちよつと別の観点から今回の大量の違反者、逮捕者を出した高祖事件を振り返ると、このたび導入された参議院比例代表制の非拘束名簿方式という制度そのものにも原因があったというふうな思われるんですが、非拘束名簿方式の提案者でもある片山大臣に、この選挙制度の中に問題点があると思ふとすればどんな問題点があったとお考えなのか、高祖事件との絡みも含めてお話しいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 私は、制度の問題ではない、運用というふうな思ひます。

ただ、今回、非拘束にしましたのは、個人の選挙運動も一定の制限のもとに認める、こういうこととございますから、個人の選挙運動が過熱するような場合によってはあるのではなからうか。だから、個人の選挙運動に関するいろいろな

研修をやったんですけども、今から思うと不徹底であった、そういう反省をいたしております。

規制、罰則も適用するよういたしましたし、連座制についても大変な議論がありました。連座制もその中に入れたわけでございまして、結果としてこういうことになりましたことは、裁判の確定を待たなければなりません。大変遺憾だと考えておりますが、私は、制度の問題ではないのではないかと、制度に対する理解ややり方がもう一つであったのではないかと、こういうふうにごう一つありまして、恐らく次の選挙から、さらにこの制度についてははっきりした認識を持ってそれぞれが運動いただけるのではなからうか、こういうふうにしておられます。

○阿久津委員 今、遠藤副大臣もいらしたので、ちょっと急におわかりにならないかもしれませんが、今回大量の違反者、逮捕者を出した高祖事件を振り返ると、このたび導入された参議院比例代表制の非拘束名簿方式という制度そのものにも原因があったと思われる、その中で、この選挙制度の中に問題点があるとすれば、高祖問題と絡めてどんな問題点があるというふうにお考えかということとで今大臣に伺ったんですけれども、ちょっと私としては納得がいかない答えだったので、公明党がこの非拘束名簿方式の制度導入を自民党に強く促したと言われていますので、公明党の立場も含めて、遠藤副大臣の方からちょっとお答えいただきたいんです。

○遠藤(和)副大臣 この非拘束名簿比例代表制のお話ですけれども、これは議員立法で出された法律でございますが、恐らくその趣旨は、顔の見える選挙制度にしよう、個人の名前で投票できるようにしよう、そして当選の順番を国民の皆さんに直接つけていただきましようという、国民に開かれた選挙制度にしたというのが大きな目的だったと思います。そのかわりに、個人に対して公職選挙法上罰則規定を設けた、こういうことが大きなところでございます。

今回、残念ながら、そうした形で公職選挙法違反の事例が出たわけですが、これは、選挙

制度が変わったからその刑事の犯罪行為が起ったというのとは必ずしも一致しないのではないかと、私はこのように思っております。

○阿久津委員 ちょっと確認すれば、片山大臣の言葉をおかりすれば、選挙制度に百点満点のものはない、必ずいい面と悪い面があると思うんですけれども、今回高祖事件が起った。あるいは、これは一般論でも結構です。今回やってみて、問題点がたくさん出たと思うんですけれども、その問題点について遠藤副大臣いかがでしょうか。どの辺が問題点だったというふうに思いますでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 個人の名前を書ける選挙制度にしたにもかかわらず、個人の名前を書く人の数が少なく、政党の名前を書く人の数が多かった。これはまだ制度の趣旨が十分に浸透していないということでありまして、これからは、個人の名前を大いに書いていただけるように、また、候補者本人も政党の方も努力をして、この選挙制度の趣旨が生かされるようにしていただきたいと希望しております。

○阿久津委員 これは、例えば公明党のように、非常に組織された宗教団体である創価学会が全面的に支援してくれる。創価学会の方は選挙になれていますから、今度はこの人ですとよ言え、ばつと下まで流れていくわけですよ。そういう場合にはこれは全く問題ないんです、今回の非拘束名簿方式というのは。

だけれども、今、一方で浮動票というか、無党派層がどんどんふえてきている。いい悪いありますよ。だけれども、その中で、ある意味では、どうしようかな、だれにしようかな、余りわからないでその場で考える人もいるし、でも投票に行くことは意義があることですからね。そういうこととでいうと、今回のこの制度というのは非常に、何とかな、トレーニングした組織を持たないと選挙がしにくいという点があったと思うんですよ。

そこで、今回の事件は、ある意味では、個人名

を全国の多くの有権者に覚えてもらい書かせるという非拘束名簿方式への無理な制度変更によって、もともと郵政一家と言われ、政官一体となつて利害を共有する体質を持つ組織が、ある面危機感を持ってやり過ぎてしまった結果起った悲しい事件だというふうに私は思っています。

この悲しいという意味はどういうことかという、郵政事業にかかわる多くの善良な局員まで巻き込んで行われた組織犯罪であつて、組織に忠実だった、妻子もあり家族もあり、ある意味でまじめな人々の中から逮捕者が出てしまつてしまつてしまつてしまつて。私は、この非拘束名簿方式は、今回で終わりにして見直すべきだと思うんですが、片山大臣いかがでしょうか。

【委員長退席、細田委員長代理着席】
○片山国務大臣 これも制度導入のときに大変な御議論、御指導を私もいただいたわけでありまして、これは選挙制度審議会の、あれは平成三年でございましたが、三年から四年にかけてでございましたが、その審議の答申をそのまま制度化したものでございまして、一度、あれは平成六年度か七年度ごろに、参議院でも導入しよう、こういうことになったわけでありまして、結局、各党の内部調整ができて流れたものですね。それを再度制度化したものでございまして、私は、制度としては相当よく考えられた制度だ、こう思っておりますが、二十年間近く比例をやつてまいりましたから、ちょっと制度になじめなかつたというふうなこともあるかと思ひます。

それから、党がやるものと個人がやるものとの分担関係を一応整理いたしましたけれども、この辺についての理解も十分でなくて、結果としてあるということになったと思ひますが、この制度についての理解が深まれば、私は、次の参議院の通常選挙から十分に機能していくんではなからうか、こういうふうにして思っております。

○阿久津委員 そうしたら、ちょっと中選挙区制の方に話を移したいと思ひます。

与党間で検討された中選挙区制復活論に対する見解を伺いたいというふうにお聞きしますが、もう大臣も副大臣も御存じのとおり、これは国民、マスメディアの非難というのは大変なもので、例えばちょっと紹介しますと、朝日新聞。この中選挙区制復活について、「恥ずべき政党エゴだ」「選挙制度を、政党の都合でここまで勝手に変更するのはいいのか」「中選挙区一部復活案は、政党エゴ丸出しの改革案だ。到底看過できない」。こういうふうには言っています。それから読売新聞。「理念なき選挙区いじりは論外だ」「改革案は無定見極まりない。党利党略が度を越している。到底、容認できない」。それから日経新聞。日経新聞は、「党利党略で選挙制度をもてあそぶな」「公明党がめざす選挙制度見直しの取引が公然とささやかれていく」。言語道断であり、筋違いも甚だしい。「この取引というのは毎日新聞でも指摘されているんですけれども、「公明党幹部は、中選挙区制導入に応じないなら、自民党が検討している国連平和維持活動(PKO)協力法改正に賛同しないと発言している。」「無理が通れば道理引つ込む」、毎日新聞はこう言っています。最後に東京新聞。東京新聞は、「自民、公明、保守の与党三党は、民主政治の土俵である選挙制度改革の意義をわきまえて行動しているとは到底思えない。」というふう

に言っています。

こういうマスメディアの反応も含めて、遠藤副大臣、これはどのように中選挙区制復活論に対して考えていらつしやるか、お答えいただきたいと思ひます。

○遠藤(和)副大臣 現行の衆議院選挙制度は並立制という選挙制度になっておりますけれども、これは三百の小選挙区で政権がダイナミックにかわる、こういうことを想定しております。したがって、この並立制の議論の中では、人工的、人為的でもいいから、日本の国に二大政党制を実現しよう、こういう夢が入つた制度だと私は理解しております。

て、私どもの立場では、新進党という政党はなくなりまし。公明党は新しい公明党になりまして、党大会を開いて、やはりここは多数の民意を反映する新しい形の中選挙区制、すなわち三人区で百五十選挙区というものを機関決定したと承知しておるわけでございます。したがって、公明党の主張は、あくまでも新しい形の中選挙区制、こういうことを提案されておる。

しかしながら、与党の中で協議をいたしましたときに、自民党の中から、協議をいたしました。なかなか公明党の案を丸のみするのは難しいという議論から、自民党の案が、第一次案が出てまいりましたが、これは自民党の議員の了解するところになりませんでした。そして、第二次案も出てまいりましたが、これも了解するところとなりませんでした。したがって、もう一回、一年間かけて議論をし直そうということに落ちついているのではないかと私は聞いております。

ただ、私の立場は、選挙制度を所管するところの副大臣をさせていただいております。ですから、選挙制度というのは、各党各会派が御議論をいただきまして、議論をしていただくものだ、こういうものでございますので、その議論の成り行きを静観させていただいておる、こういうことでございます。

○阿久津委員 今、二大政党制を否定するような、これはメモをとられているんですからね、ちょっと考えられないような答弁だったので、ちょっと片山大臣にもお伺いしたいんですけれども、これは自民党の中でも反対続出だったわけですよ。もう御存じのとおり、制度改悪で百害あって一利なし、これは、名前を言わないですけれども、自民党の議員が言ったことですよ。それから、公明党にまともありませんでしたと謝罪すればいいじゃないか、こう言う人もいた。それから、三〇〇%反対、公明党との連立を維持したいという思想がある、それから、住所によって選ばれる方が違ふのは国民に失礼、世論がおかしいと言えば執行部でも通せない、こういうふうに行っているん

です。それで、大臣、先ほど同じ質問。与党間で検討された中選挙区制復活論に対する見解を伺いたいんです。各党各会派の議論に任せるなどと言わないで、執行部でもある片山大臣にお答えいただきたい。

○片山国務大臣 選挙制度というのは、今までも、委員、まともなまでは大議論ですよ。これは一つの提案であつたかもしれませんが、各党の内部調整でいろいろな議論が出て、それがあの合意になつたので、私は、議論の途中経過ではいろいろな議論があつていいと思つた、民主主義というのにはそういうことなので、ただ、最終がどういふことになるかでございます。マスコミ等はいろいろな批評をされておりますけれども、私はやはり、選挙制度というのは非常に難しさがあるもので、いろいろな議論があるものを次第に集約、取り入れていくべきものだ、こういうふうにご考へておられます。その過程の議論としてお考へ賜りたいと思つております。

○阿久津委員 もう時間が来ましたので、最後に、国会議員たる者は、一部の利害に奉仕するのではなく、国の全体に目配りをして、公平無私のものでその責務を果たすべきであることは言うまでもありません。そのために、政治家と政党のモラルを確立し、公正な選挙制度を確立することこそが、我が委員会に課せられた任務であります。大臣、副大臣初め、私自身も含めて、関係議員はこのことを肝に銘じて職に当たるべきことを訴えて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○細田委員長代理 東祥三君。きょうは三十分間ほど質問をさせていただくというところで、ただ、さきに佐藤樹委員がきょうはとでもすばらしい質問をされ、二点にわたつての論点でありました。私も全く同じ論点から質問をさせていただこう、このように思つていたわけでありましたが、重複するとこれは大変恐縮でござ

います。佐藤先生はやはり大先輩の議員であります。また、自治大臣も経験され、そしてその経験を踏まえた上で、現行の衆議院の選挙制度が導入されるに当たつて本当に大激論をして、そしてある意味で国の将来を志向して、どのようにしていったらいいのか、そういうかんかんがくがく議論を踏まえた上で、そしてこの現行の衆議院選挙制度が導入された。また、片山大臣もそのことをお認めになつておられるその答弁を聞いて、やはりこういう議論が委員会において質問されていく、それは私のような若手の議員にとつては極めて参考になる。同時に、別の角度から、一つは、衆議院の選挙制度の問題並びに一票の格差、とりわけ定数削減の問題であります。このことを片山大臣に質問させていただきたいと思つております。

片山大臣も極めて実力者であります。多くの国民が、やはり政治家というのを見識をちゃんと持つていて、そしてその見識を踏まえた上でこの国のかじ取りをしている人間だと当初は思われていたわけでありまして、最近では、どうも国民ばかりに痛みを与えて、自分たちは常に安全な場所を確保して、そして政治家ではなくて政治屋になつてしまつていのではないのか、そういう声があるところを聞かれます。そういうことも踏まえた上で質問をさせていただきたいというふうに思つております。

第一点目に関しては、定数削減の問題であります。先ほど佐藤先生の方から一票の格差の問題について質問され、それはそのとおりでありますので、その部分は重複しませんが、現在の日本の国内の現状を眺めたときに、民間の方々、小泉総理はまだ改革を断行していないんです、リストラ等、そしてまた現行の経済不況の荒海の中で、大変な苦しい思いをされているわけでありまして、私どもが、自由党が自民党との連立政権をつくつておるとき、つまり、平成十一年の十月四日でありまして、自民党、それから公明党、改革クラブ、そして我が党との間で三党連立政権の合意

を作成いたしました。そのときに、定数の削減問題に関する合意があつたわけでありまして、このとき私たちは、政策論として、本当に、日本の一億二千万人がいる人口の中で、五百名という衆議院の数というのは多いのか少ないのか、こういう論点で考えれば、僕はいろいろな議論があると思うんです。しかし、なぜ定数を削減させるべき方向性でかじをとつたかといへば、先ほど申し上げましたとおり、国民の皆さん方が本当に苦しんでいる。民間の皆さん方も、自分たちの生活防衛のために全力で頑張つておられる。そういうことであるとすれば、国民に鞭を垂れるべき政治家がまずもつてその先鞭をつけるべきなのではないのか。政治家が国民に対してつらい思いを強いるのではなくて、まず政治家が政治家の首をとるべきではないのか。

その意味で、一番初め我々は百名を提案していたわけでありまして、それが、この自民党として公明党・改革クラブ、我々との合意の中で、五十名になつたわけでありまして、そして、その中で、衆議院議員の定数については五十名の削減と、そのうち二十名については次期衆議院選挙において比例代表選出議員を削減することを内容とする公職選挙法の改正を次期臨時国会冒頭において処理する、二番目として、残余の三十名の削減については小選挙区定数などを中心に対処することとし、平成十二年の国勢調査の結果により所要の法改正を行う、このことが合意されたわけでありまして、さきの三党合意に基づいて、衆議院比例代表区は二十名削減されました。ただし、残り三十名の削減は課題として残されたままであります。この点について、議員定数は早急に削減すべきであると考えますけれども、まず片山大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 議員定数のあり方については、外国との比較でいろいろな議論があることは承知いたしておりますし、今、東委員言われましたように、自公連立時代に、そういう提案が自由党の党首からございまして、それが合意されたとい

います。佐藤先生はやはり大先輩の議員であります。また、自治大臣も経験され、そしてその経験を踏まえた上で、現行の衆議院の選挙制度が導入されるに当たつて本当に大激論をして、そしてある意味で国の将来を志向して、どのようにしていったらいいのか、そういうかんかんがくがく議論を踏まえた上で、そしてこの現行の衆議院選挙制度が導入された。また、片山大臣もそのことをお認めになつておられるその答弁を聞いて、やはりこういう議論が委員会において質問されていく、それは私のような若手の議員にとつては極めて参考になる。同時に、別の角度から、一つは、衆議院の選挙制度の問題並びに一票の格差、とりわけ定数削減の問題であります。このことを片山大臣に質問させていただきたいと思つております。

片山大臣も極めて実力者であります。多くの国民が、やはり政治家というのを見識をちゃんと持つていて、そしてその見識を踏まえた上でこの国のかじ取りをしている人間だと当初は思われていたわけでありまして、最近では、どうも国民ばかりに痛みを与えて、自分たちは常に安全な場所を確保して、そして政治家ではなくて政治屋になつてしまつていのではないのか、そういう声があるところを聞かれます。そういうことも踏まえた上で質問をさせていただきたいというふうに思つております。

第一点目に関しては、定数削減の問題であります。先ほど佐藤先生の方から一票の格差の問題について質問され、それはそのとおりでありますので、その部分は重複しませんが、現在の日本の国内の現状を眺めたときに、民間の方々、小泉総理はまだ改革を断行していないんです、リストラ等、そしてまた現行の経済不況の荒海の中で、大変な苦しい思いをされているわけでありまして、私どもが、自由党が自民党との連立政権をつくつておるとき、つまり、平成十一年の十月四日でありまして、自民党、それから公明党、改革クラブ、そして我が党との間で三党連立政権の合意

うことも承知いたしておりますが、結局、国会の定数、衆議院の定数をどうするかは最終的には立法院の判断で、何度も同じことを言って恐縮でございますが、各党で合意形成をしていただくことではなからうか、こういうふうには思っております。

参議院の方は、私は提案者の一人になりましたけれども、衆議院の二十名の削減を見まして、参議院も定数を無傷でいくわけにはいかない、民間を含めて、あるいは国家公務員、地方公務員の定数削減を含めて、ぜひ参議院も定数削減をすべきだろう、こういう合意の中で、十人の削減を当面やらせていただいたわけでありまして、これもいづれ議員立法で、内閣とは別の形であらうという現になっておりますので、その点を御理解賜りたいと思っております。

○東(祥)委員 大臣、そこで、私たちは法案を提出させていただいておりますが、また民主党も法案を提出しているわけでありまして、その残余の問題といえますが、当時自由党の三連立与党で合意した残りの三十名の削減、これは国民との約束でありまして、この課題を解決するに当たって、まずその第一段階として、先ほど佐藤委員も言われました、基本的に人口比例配分規定の排除、基礎配分を廃止する。それを踏まえた上で、衆議院議員小選挙区選出議員の定数を十五人まず削減することを内容とした公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案をさきの通常国会に提出しておりますけれども、継続扱いとなつたままであり、まだ審議すらできない状況が続いております。

これは、片山大臣のお立場から見れば、国会の、立法院の問題でありますから私がどうこう言えることではない、そういう御発言、御答弁になるのかわかりませんが、早急に審議するよう求めたいと思っておりますが、大臣としてやはりこの問題に対して、ただ単に国会にすべて任せるよということではなくて、大臣としての見識をこの場で披瀝しておいていただきたい、このように思うわけ

であります。

○片山国務大臣 自由党さんが法案を提出されても承知いたしております。一方、与党の方は、御承知のような、十月三十一日でございますが、あの与党合意をやりましたので、恐らく早急にいるような御協議をして結論をお出しになる、こう思いますので、もしそういうことでまわって国会に法案が出れば、三種類の問題に関する法案が出てくるわけでありまして、ぜひその間で各党各会派の御調整をお願いして、国会として、衆議院としての意見の集約を図っていただければ大変ありがたい。

大臣として、特にこの定数問題で今お話をするという立場では、ちよつとかなかないような問題がございますので、御速慮申し上げたい、こういうふうにお思います。

(細田委員長代理退席、委員長着席)

○東(祥)委員 この点について最後になりますけれども、先ほど冒頭申し上げました、民間がリストラで血のにじむような、そういう闘いをしていきます。ますます今の状況というのは先行き見通しを立てない。さらにまた、小泉さんは改革を断行するというふうになつていくわけですから、その改革の中身はまだ私どもにはよくわからないわけですが、それによつて多くの痛みが伴う。小泉さんの、総理の言葉をかりればそういうふうになる。

そのときに、先ほど申し上げましたとおり、国会議員がひとり自分の身を安んずるところに置いておいてそれでいいのかという問題にかかわってくるのではないのかというふうにお考えですか、この点については、大臣、いかがお考えでしょうか。

○片山国務大臣 私は、委員の言われるような状況はよく認識いたしております。先ほど言いました、民間がこれだけのリストラをおやりになつていく。国家公務員、地方公務員も同じようになつていく。地方議会の議員も法定定数を相当下回っている。こういう状況の中で、衆議院が二十人の定数削減をおやりになりましたので、私と

もの方の参議院もということでは十人の削減をいたしたわけでありませう。

そういう意味で、私は、国会が率先垂範、そういうことについての認識を持ってまわっていただくということ、それはあるのかな、こういうふうにお思っております。

○東(祥)委員 それでは、いわゆる衆議院の現行選挙区制度にかかわる問題で、先ほど議論されました、与党の選挙制度に関する実務者会議で、一部の地域において複数区を導入する合意がなされた。私はそれを見て本当に驚天動地、驚いてしまつたわけでありまして、先ほどの委員の方々が報道を通じて評されている状況について説明されたので、重複を省きます。

言うまでもなく、あつたとき自分自身も当然この議論に入つておりました。当時、中選挙区下において、とりわけ自民党を中心とする政権をどうとするかという議員の中で、一選挙区に複数候補を立てなくちゃいけない。当然そこには、政策あるいはまた理念のぶつかり合いというよりも、人間関係をいかに細やかにしていくのかという視点での利益誘導型の政治、それがはびこつていた。これをまず第一義的にやめようという形で出てきた議論ではなかつたのか。

片山大臣が言われるとおり、選挙制度に完璧なものというのはありません。そういう意味においては、それぞれの選挙制度において、いいところ、悪いところ、また不完全なところ、そういう部分があるのは当然だということ踏まえた上で、いかに日本、ある意味で理念あるいはまた政策に基づく選挙を行うようにするにはどうしたらいいのか、ここに一つの大義が、明確な大義があつたのではないのか。にもかかわらず、現在そういう議論が与党の内部においてされているということを知り、私は率直に驚いてしまつたわけでありませう。

小選挙区においては、当選人が一人のため、原則として政党対政党の争いになる。まだ二回の選挙しか行われていないわけでありませうから、い

れにいたしましたけれども、それぞれ多くの方々に聞けば、やはりもちろん人間関係、今までの古き慣習といえますか、それに基づいてやっているとところもあるかわかりませんが、あなた方の政党としてどういう理念、政策を持っているのか、そういう方向に徐々に徐々に行きつつあるのではないのか。

そういう状況の中で、この複数区導入の選挙区が導入されるようになれば、小選挙区を導入した目的それ自体が骨抜きになる可能性があるのではないのか、このように素朴に思うわけでありませう。この点について、片山大臣、いかがお考えですか。一つ一つ聞いていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山国務大臣 先ほどもお答えさせていただきましたが、いろいろな議論が行われて、それが最終的には集約、取れんされていくべきものだ、私はこう考えておりました。あの案の本当の考え方は私承知はいたしていませんけれども、与党の各党の調整の過程でいろいろな議論があつて、結果として十月三十一日の与党三党の合意になつたわけでありませうから、私は、その合意がどういふ形でこれから協議されまわつていくのかということを見守りたい、こういうふうにお願ひいたします。

○東(祥)委員 大臣よく御存じのとおり、現行の小選挙区比例代表並立制が導入された際に、候補者届け出政党と、そしてまた名簿届け出政党という概念が新たに創設されたわけでありませう。そしてそこで、候補者届け出政党と名簿届け出政党が、選挙事務所、選挙カー、政見放送、選挙公報、選挙運動用はがき、ポスター、ピラを使用し選挙活動を行えるようになつたわけけれども、これは、小選挙区において政党対政党による選挙が行われることを前提として制度化されたわけでありませう。

ところで、今度与党内でいろいろ議論されているもの、つまり複数数区において同じ政党同士

いるのではなく、現在は小選挙区比例代表並立制なんです。そして、これが導入されるに当たってかかんかんがく議論があつて、それが導入された。そして、そこで候補者届け出政党と名簿届け出政党という新たな概念が創設されたのです。そして、候補者届け出政党と名簿届け出政党が、選挙事務所や選挙カー、政見放送、選挙公報、選挙運動用はがき、ポスター、ビラを使用して選挙活動を行えるようになったのです。これは、繰り返しますけれども、小選挙区において政党対政党による選挙が行われることを前提として制度化されたのです。そこに、まさに与党で議論されていられるように、一部の地域に、複数の人が当選できる、そういうものをつけ加えてしまえば、現行の制度そのものの趣旨に反するようになるのではないですか。

だから、僕が期待しているのは、いや、それは東さん、そんなこと言つたつて反するようにならないよ、やはり反するよ、それしかないんじゃないですか。それを僕は聞いていますよ、いかがですか。

○片山国務大臣 私は、東委員の言うことを正確に理解しているつもりでございますが、ただ、私の立場でそういうことについて右か左か、そういうことを言うのは差し控えたい、こういうふうにしておるわけでありませう。

○東(祥)委員 片山大臣は、大臣になれば、大臣としての見識を持ってないんだ、そういうことですか。

先ほどから言っているのは、まさにそれは国会の活性化であり、大臣というのは一体何なんだということですよ。仮定の話である、議論なんかできなくなるじゃないですか。何のために大臣がいるのですか、何のために我々はここに座つているのですか、委員会における審議というのは何なんですか、そういう話ですね。

お話をずっと延長していけば、それぞれの所管で抱える法律が出てきたときに、そのときにそれを通してくださいと。別にここで議論しなかつた

ていいわけですよ。政党に持ち帰つて、賛成ですか、反対ですか。政治家は要らないじゃないですか。そういう話になっていきますね、大臣のお立場をそんなくして、そして議論すれば。

だから、私は申し上げているわけですよ。片山大臣が失言しようが何しようが、それによつて片山大臣をいたぶつたり非難したり、そういう政治はやめましようと言つていらっしゃるんですよ、理念と政策の問題で議論していきましよう。私が言つてこの議論に対しておかしいというならば、それは東さん、論理がおかしい、そういう議論をしていかなければ何の発展もないじゃないですか。それを聞いています。その上でも言えませんか。立場上、いろいろと非難の矢が飛んでくるんですか、言い方によつて。それほど自民党というのは変わつてしまつたのですか。

○片山国務大臣 それは自民党じゃなくて、自由奔放、潤達に、私は与党の閣僚の一人でございますけれども、お互いそういうことで意見を交換するところまで自由な雰囲気、環境には私はまだなつていないと思つてます。だんだん変わつていくと思つてます。だから、そういう中で、全く個人の意見という形でなかなか私は言ひにくい、こういうふうにして思つておりますが、東委員の言われることは、私は私なりに的確にわかつています。もうりごいまして、今の与党が検討した案という考え方も全く否定されるものではないと思つております。

○東(祥)委員 もう一点、具体的に質問しますが、この与党実務者間の合意では、行政区を分割しないために複数人区を創設する。奇妙なやつな論理だと思つています。行政区が変わつていけば国政選挙というものは行われなないのか。そんなばかなことないと思つていますが、それはそれとして、新案でも、一つの市の中に複数の選挙区が残るケースが、政令指定都市で十一市、そしてその他で三市残つております。また、政令指定都市の中で川崎市のみを三人区にしているなど、全く整合性がとれていないわけでありませう。

現行制度では、小選挙区と比例代表の重複立候補を認めておりますが、複数人区を創設した場合、複数人区の落選者の惜敗率をどう算出するんでしようか。複数人区と小選挙区の惜敗率を同等な概念としてよいのかなどの、小選挙区比例代表並立制の制度そのものの根幹にかかわる問題が出てくるのではないのか。仮定の話として聞いています。この点についていかがお考えですか、片山大臣。

○片山国務大臣 だから、それは、私はその提案に通曉しているわけでも何でもございませぬし、報道で私は承知しただけでございまして、通曉もしてない、研究もしてない者が軽々なことを言うのは立場上いかな、こう思つておるわけでありませぬ、何度も言ひますけれども、選挙制度ではいろいろな考え方があつても私はいいと思つてます。最終的にどうそれが集約され取れんされるかということもございまして、途中過程でいろいろな議論があつて、いろいろな提案があつて、それをけんけんがくがく、ちようちよはつしやり合つていくということが議会制民主主義ではないか、私はこう思つておりますので、おしかりを受けるかもしれませぬが、ぜひ御理解を賜りたいと思つてます。

○東(祥)委員 大臣が言われるとおり、ちようちよはつし、かんかんがくがくの議論をしたい、しかし片山大臣はそれを受けてくれないという極めて寂しい思いをいたしまして、私の質問を終わります。

○中馬委員長 次に、大幡基夫君。

○大幡委員 日本共産党の大幡基夫です。

まず、先ほどの議論になつていました、選挙区画定審議会が十二月の二十二日までに提出する一票の格差は正のための改正勧告案に対する対応の問題について質問をします。

先ほどの質疑の大臣の答弁を聞いていますと、事実上、与党協議の結論が出るまではたざざらしをするというふうな理解する以外にない言ひ方だつたと思つてます。

我が党は、小選挙区制に対しては大きな意見を持つています。しかし、小選挙区制導入に至る九三年十一月の本委員会で、我が党の質問に対して、当時自民党の政治改革推進本部長代理であつた塩川正太郎氏が、中選挙区制では一票の格差を是正しろという要求の実現は難しい、こういうふうな言つて、小選挙区制導入の根柢の一つにしたんですね。そして、その後小選挙区制が導入されて、そのもとで、格差を是正する、いわば検討する第三者機関、画定審議会をつくらつた。

先ほど大臣は、それを尊重するのは当然だといふふうな言ひましたが、こういう仕組みをつくりながら、この審議会が勧告をしても、与党の議論が決着するまでいざばたざらしをするというのは、どう考えても尊重するということには当たらない、余りにも理屈が通らないといふふうな大臣自身が思われるんじゃないですか。答えてください。

○片山国務大臣 与党合意は一年以内にとありませぬ。だから、我々は状況を見守る、こういうことを申し上げておられますけれども、結論が出るまで一年じつと待つというつもりじゃありません。与党の合意の具体化の状況を見ながら対応を考えさせていただく。そのくらいは今のやり方として、審議会の勧告、それへの対応として許されるのはなからうか。それは、議院内閣制、内閣、与党一体という考えからいまして、与党がそういう意思決定をされたものについて、おまえの方の意思決定はそのとおりだ、わしの方は出さすよ、こういうことはいかな、そこまでは許されるんではなからうかと我々は考えております。

○大幡委員 私は、尊重するというのは速やかに対応するということ、いわば一年以内、つまり最長一年ということであつて、これはもう全く理屈が通らないと思つてます。そして、そういう理屈が通らない答弁をせざるを得ないのは、与党三党の協議そのものに問題がある、つまり、この内容とやり方といわば大問題があるから理屈が通らない。

先ほども民主党の委員が、党利党略に対するマスコミの批判を紹介されました。まだ紹介されていない一つの部分だけを紹介しますと、「これまで党利党略を隠そうとしない政党も珍しい。公明党のことだ。こういう社説もありました。議会制民主主義の根本にかかわる選挙制度を党利党略でもあそぶ、このことは絶対に許されぬというふうに思うんです。」

そして、問題は、この議会制民主主義の根本にかかわる選挙制度を、しかもその抜本見直しということが、与野三党の検討の内容に入っている。つまり、選挙制度という議会制民主主義の根本にかかわる問題を与野党だけでいわず議論することがもう一つの大問題で、そういう点で、改めて大臣に、この選挙制度の抜本的な議論が必要だったら、与野党がそろって十分な時間を尽くしてやるべきだ、私はそう思うんですが、大臣の考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 一番いいのは、理想的なのは、与野党で合意して法案を出していただくということですね、一番いいのは。しかし、今もう、先ほどお話ありましたが、自由党さんも民主党さんも法案を出されている、この問題に絡む法案を。そこで、与野三党がこれから協議をしてまれば、法案を出されるかもしれません。その三つの法案が国会に出てくるわけでございますので、この選挙制度は、国会の中で各党各会派が、与野も野党も十分な議論を尽くして、国民の目から見て納得のいく結論を出すことが一番いいのではなからうか。

今まで大きな選挙制度というのは、すべて議員立法ですよ、各党各会派で。内閣主導じゃないんです。そういうことで、ぜひそういうことをやっていただいたらどうだろうかと考えております。○大幡委員 いわばそういう方向を今の与野三党で結論が出るまで引き延ばすというのが、私は真つ向から踏みこむものだというふうに思うんです。時間の関係で、政治資金の問題について話を進

めます。

一九九九年の政治資金規正法の改正で、昨年一月から政治家個人への企業・団体献金が禁止されました。それから初めての政治資金収支報告書が九月十四日に中央府、その後順次各県ごとに公表され、次々と批判を浴びる事態が表面化をしております。

まず発覚したのは、政治家の資金管理団体への献金の問題です。

二〇〇〇年から改正規正法が施行された。ただし、罰則の運用は四月から猶予した。この期間を利用して政治献金で、産経新聞は、「違法承知で駆け込み献金」というふうな見出しで、こう書いています。「なかには「罰則猶予の期間を有効に活用しないと損」とばかりに、駆け込み献金を依頼していたケースもあった」と。

そこで、選挙部長に聞きますが、これは明白な違法行為であるということが確認できますね。そして、この違法献金を集めていた国会議員が何人いたのか、その金額は幾らか、報告してください。

○大竹政府参考人 政治資金規正法の関係でございますけれども、この規正法の改正につきましては、平成十一年の十二月に議員立法、この委員会の委員長提案でございますけれども、これによって改正されてございます。

これは、平成十二年の一月一日から改正法が適用されてございますけれども、この改正が十二月のぎりぎりだったという観点もございまして、例えば自動口座の振替契約の解除が間に合わずに、一月以降も資金管理団体の口座に企業・団体献金がされてしまうというようなことも予想されたわけでございますので、そういった観点から、罰則の適用につきましては四月一日以降に適用するというふうになったものと承知してございます。

したがって、御質問の趣旨が、今違法かどうかというお話ございましたけれども、これは、罰則を伴うものかということであれば、罰則を伴います禁止は平成十二年の四月一日以降ということでございます。ただし、法律の禁止規定自体は、

一月一日から企業・団体献金は禁止されているということでございます。

それから、次にごさいました、何人受けているのかというお話ございましたけれども、平成十二年分の総務大臣所管の資金管理団体につきましては、報告書をいただいでこれを確認したところでございますけれども、平成十二年の一月から三月末までの間に企業・団体献金を受けたことの記事のあります資金管理団体の収支報告書につきましては、合計で六十八団体、金額にいたしまして九千五百三十一万二千二百四十六円となっております。

○大幡委員 要するに、罰はないけれども、明白な違法なんでしょう。それは確認できますね、法律違反だ。

○大竹政府参考人 違反、違法という言葉の問題かと思っておりますけれども、要するに、禁止規定に反するものについてすべて違法ということであれば、違法となると思っております。

○大幡委員 この中には、新聞報道では、閣僚四人あるいは衆参の議長、元首相なども含まれております。これも新聞を見ると、やり方も悪質で、中にはわざわざ、三月末日までが猶予期間になっておりますので、その間に年会費をお振り込み願いたい、猶予期間だからその間にやってくれ、そういう文書をつくって、違法だということはわかっているけれどもあえて書かなかった、こういうケースもあったというふうには言われております。

九月十四日の東京新聞はこう書いています。罰を受けなければ、法を犯しても構わないという理屈そのもの、「違法献金は法の理念を踏みにじり、国民を甘く見た裏切り行為」だと厳しく批判をしております。しかも、法律をつくった国会議員がみずから犯しているわけですから、本当に悪質だと思っております。

大臣、この東京新聞などの批判をどう受けとめるか、ぜひ意見を聞かせてください。○片山国務大臣 今の選挙部長の答弁のように、本当に全然だめなのは四月からだったんですね。

それで、一月から三月までは、周知徹底もあるし、手続のいろいろなあれもありますから、タイムラグがあるからということでも認めたんですね。だから、法的に言うところ、それはやってもやむを得ないということになりますけれども、気持ちからいうと、姿勢からいうと、私はやはり慎んだ方がよかったのではないかと思います。

○大幡委員 あわせて、私驚いたのは、こういう問題が起これば、本来、政党がきつぱり対応すべきなんです。ところが、これは産経新聞を読むと、ある自民党の事務所の担当者がこう言っているんです。「(自民)党からも猶予期間を前向きに判断するように指導され、それに従っただけ。」だ。つまり、自民党から違法献金を指導されたんだというふうに住直っているという談話が産経新聞に載っている。もしこういうことが事実なら、私はさらに大きな問題になるということ指摘して、次に進みたいんです。

各県での報告書が公開されるにつけ、続いて問題になってきたのが、改正法で政治家個人への企業・団体献金が禁止された、これによって企業、団体からの献金の額がどう変化したのかという問題がその次の問題です。

この結果が公表されるに従って、各地のマスコミが驚きを持って報道しています。一部を紹介しますと、愛知の場合ですが、「規制強化逆手に総額、焼け太り」こういう見出しでした。自身は、「資金管理団体は当然ゼロ。代わって、政党支部が計二億八千四百万円を集め、前年の約七・六倍に急増。禁止された企業献金がつくり政党支部に流れ込んだ。それどころか、企業・団体献金の総額自体が前年より約一二％増え、規制強化のはずが、逆に「焼け太り」する皮肉な結果となった。」総額でも企業献金はふえている、こういうふうには書きました。

北海道の場合も、「受け皿支部増え収入もアップ 自民、企業献金、前年比四・五倍」、この見出しでこう書いています。自民党の道内支部に集まった企業・団体献金は、前年の三億三千万円か

ら十五億二千五百万円に急増した。

私、この間マスコミに取り上げられた三つの県の自民党支部に入った企業・団体献金の去年とことしの変化を調べてみました。北海道は、今言いました三億三千万から十五億二千万へと四・五九倍、秋田が七千三百万から三億二百万の四・一倍、愛知は三千七百万から四億三千万、十一・五倍、片山大臣の地元岡山も調べたのですが、岡山は十五億から三十九億、二・六倍、こういうふうになっていました。

このように、各都道府県で出されている報告では、政治家個人への企業・団体献金が禁止されたのに、政治家個人が扱う企業献金はむしろふえているというふうには報道されているのです。それはなぜか。それは、どこでも政党の支部が急増して、政党の支部が事実上これまでの政治家個人の資金管理団体と同じ役割を果たしている、こういうふうになっているんです。

そこで、選挙部長に、私が紹介した北海道、秋田、愛知、岡山の自民党のこの一年間の支部数の変化について教えてください。

○大竹政府参考人 御指摘ございました道県の自由民主党の支部の数についてでございますけれども、政党助成法の規定に基づきますところの私どもに対する届け出でございますけれども、それによりまして、北海道につきましては、平成十二年一月一日現在では二百八十九でございます。これが、翌年の平成十三年一月一日現在では三百四十四となっております。

次に、秋田県でございますけれども、平成十二年一月一日現在では百二でございますが、平成十三年一月一日現在では百七十一となっております。

次に、愛知県でございますが、平成十二年一月一日現在では百二十七でございますが、平成十三年一月一日現在では百七十一となっております。

次に、岡山県でございますが、平成十二年一月一日現在では七十五でございますが、平成十三年

年一月一日現在では八十六となっております。以上でございます。

○大幡委員 つまり、政治家個人がもらえば違法だ、政党支部をつくって、その代表としてもらえば違法でない、このようにして国会議員ごとに国会議員が代表の政党支部がつくられて、そして都道府県議を初め地方議員ごとに議員が代表の政党支部をつくって、そこから企業からの献金もらっている。

今言われたように、北海道の場合は一年間で十五の自民党支部がふえています。調べてみますと、国会議員が代表をしている政党支部の企業献金集めもすごいのです。同時に、北海道の道議や札幌市議が支部長の支部も五十四つつくられていて、北海道新聞はこう書いています。「自民党はこうして「受け皿」支部設置を、所属議員五十人以上を条件に認めているが、自民党の道連関係者は「議員は議員後援会の会員がそのまま移行するケースが大半」だ、つまり、自民党の道連の幹部は、要するに後援会がそのまま支部に移行しているんだということを公然と認める発言をしているというふうで紹介しています。

九四年の改正議論の際に、私は議事録を見ましたが、当時、我が党は、政党支部への献金を認めれば、無数の政党支部がつくられて、それが企業・団体献金の抜け道にされる危険性というのを何回も質問しているんですね。その当時に、その当時の大臣、これは山花さんですが、こう言っているんですね。やれないことではないが、野方図に何百何千の支部をつくれれば政党の責任が問われるんじゃないか。つまり、良識のある政党がそこまでやらないでしよう、こういう答弁をやっているんです。しかし、そこまでやらないでしようというふうに言ったことを今自民党がやっているわけなんです。大臣、これは余りに良識に欠ける行為だというふうには思われませんか。

○片山国務大臣 これは、政党本部、政党支部、政党そのものあり方にかかわる問題で、私がいけない悪いということは、それぞれ政党がどう

いう活動をやるか、本部と支部がどうやるのか、支部自身がどうやるのか、こういうことの議論でございますので、ただ、なるほど、恐らく資金管理団体への企業・団体献金が禁止にされましたから政党支部に行つたのではないかと私は思います。しかし、それは法律が許容しているわけで、こういうことになるわけでありまして、その辺を含めてお考えを賜りたいと思います。

○大幡委員 法的には問題がないというふうに言われるんですが、実態は本当にひどいものです。私、秋田を調べたんですが、つまり、国会議員ごとに国会議員が代表を務める支部がつくられていくんですけれども、住所を見ればほとんどが後援会事務所と同じなんです。企業献金を受け取るために政党支部の看板をつけかえただけ。先ほどの北海道の場合もそうなんです。

この秋田の事態について、地元の朝日はこう書いているんです。何のための法改正だったのか、政治腐敗を防ぐ目的で禁止されたはずの企業・団体献金の大半が、議員が支部長を務める政党支部に流れている、政党支部は議員のいわば二つ目の財布。そして、「地方の政党支部が企業・団体献金の受け皿として、新たな政治家の「資金管理団体化」している実態が浮き彫りになった」と。まさに、政治家個人への政治資金を禁止した法改正の趣旨に反していると思うんです。やはり政党支部が抜け道になっている。

我が党は、企業・団体献金の全面禁止をもちろん求めています。しかし、少なくとも九九年のあの法改正の趣旨を実現するためには、少なくとも政党支部への企業・団体献金を禁止しないとだめではないか、私、そう思うんですが、大臣、どうですか。

○片山国務大臣 この問題は、また似たような答弁になりますけれども、私は、国会の中で各党各会派が十分御議論賜るべき問題だと思えます。政党の活動は自由だ、こういうことで今のいろいろな仕組みができておりまして、政党のあり方に

ついては、本当に御自身の問題としてそれぞれの党がお考えいただいて御相談いただければ大変ありがたい、こういうふうには思っております。

○大幡委員 しかも、あえて言えば、そもそも政治家個人への企業献金の禁止というのは、政党助成金を導入するからということも理由になっていたわけで、そういう点では、政党助成金をもらいながら、政党支部を抜け道にして企業・団体献金をもらい続ける、まさに二重取りで、これでは国民には説明できないというふうに本当に思うんです。

かつ、献金した企業の側も、変わらないというふうには言っているんですね。これは八月二十五日の朝日の記事なんです。秋田の建設会社の担当者もこう言っているんです。振込先は政党支部になったが、どうせ議員本人に行く。以前と何も変わらない。まさに政治資金の抜け道そのものだ。でも商売上やめられない。本当はすぐにでもやめたいが……。つまり、渡した側も、何も変わっていない、そして、政治資金の抜け道だというふうに批判しているんですね。

先ほど、大臣、他の委員の答弁の中で、大臣には所管があるというふうには言っていました。つまり、これらの実態が政治資金規正法の趣旨に反する行為、いわば、この改正規正法、その施行に責任を持つ大臣としては、この事態は問題がある、そういうふうには言うことが必要であるというふうに思うんですが、何も問題がないのか、この点で再度答弁を求めたいと思うんです。

○片山国務大臣 先ほど言いましたように、委員、法律上は認められているんですね。認められている。違法でないんですね。あと、政党というのは、私は、基本的には活動は自由であるべきだ、こういう考えで、兼ね合いですね。政党助成金のことも言われましたけれども、そこは私はひとつ、私自身必ずしも委員ほど実態に詳しくありませんけれども、各党各会派で十分御相談いただくべき問題ではないかと考えております。

○大幡委員 あわせて、今回の報告書では、この

企業・団体献金の実態のほどという問題もまた次々と浮き彫りになっていっている。

まず一つは、本年二月に事実上倒産した宮崎市の大型リゾート施設、シーガイアグループのいわば会社、フェニックス国際観光が、九五年から昨年まで、赤字決算にもかかわらず、自民党の政治資金団体、国民政治協会と宮崎選出の二人の代議士に献金をしていた。これは、いわゆる三年度以上続けて欠損金を出した会社の献金を禁じているという明白な規正法違反なんですね。しかし、シーガイアというのは経営が大変だというのはわかっていただけて、まさにこの新聞記事というのは、違法献金という記事が載ったんですが、国際観光が違法献金、宮崎の地元では、シーガイアの事実上の倒産で本当に苦しんでいる中小企業や労働者をしり目に、自民党はそういう企業からも献金を平気で取っていたのか、こういう批判の声が起こっている。

また、北海道の新聞では、農業土木談合事件で公正取引委員会から排除勧告を受けていた企業七十二社から、自民党国會議員九人が支部長を務める政党支部が二千九百五十四万円の献金を受けていたということも報じられています。

そしてまた、釧路の太平洋炭鉱、来年一月に閉山に追い込まれているんですが、ずっと地元の働い人や商店街が存続の願いを込めているいろいろな取り組みをしていますが、この経営破綻、財政危機に追い込まれた太平洋炭鉱からも、自民党の支部や議員が献金を受けていた。

そして、ともかく、各地で不況のもと、仕事が欲しいという深刻な思いにつけ込んで企業献金を言ってくる、こういう批判の声さえ上がっているというふうに聞きました。先ほどのシーガイアの関連企業の場合は明白に違法献金ですが、こうした国民の批判、怒りというか、献金の中身に対して、大臣の考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 政治献金は政治資金規正法の手続に従って適正に行われるべきだ、こういうふうには私は考えております。ただ、政治資金規正法は、

今委員が言われたようなことについて制約、制限を設けておりませんね。だから、法律上の議論としては、違法かという違法でないんですよ。しかし、委員のような考え方も確かにあると私は思いますので、その辺はひとつ大いに国会内におきまして各党各会派で御議論賜りたいと思っております。

○大幡委員 先ほど紹介した北海道の農業土木工事をめぐる談合事件にかかわって、そのいわば構図を調査した朝日がこう書いているんです。政治家は口ききを通じて建設業者に工事を受注させ、業者はその見返りに金と集票で政治家を支える、公共事業に絡む政治家の行為は、程度の差はあっても各地で行われている、こういうふう書いているわけですね。

そういう点では、我が国の政治というのは、かつて選挙制度審議会第一次答申から、そして九〇年の第八次答申まで、将来の日本の政治の方向としては、いわば個人献金に支えられる、そういう政治への方向というのが進むべきだということを何回も答申として掲げてきています。

先ほども言いましたけれども、九九年の法改正というのは、政治家個人がもらえば違法、政党支部をつくってその代表としてもらえば違法でない、そういういわば今回の法改正の問題点がはっきりしてきて、大臣言われるように、それは違法ではない、法律上は。であるならば、やはり私は政党に対しても企業・団体献金をきっぱり禁止するということを改めて主張して、時間が来ましたので終わります。

○中馬委員長 次に、今川正美君。
○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美です。

きょうのこの委員会では、私が最後の質問者になりますので、これまでの各委員の質問と多分に重複して恐縮なんです、あえて質問させていただきたいと思っております。

まず第一番目に、これまでも何度も質問がなされていますが、小選挙区の区割りの見直しの問題に

ついてであります。選挙制度は、今さら言うまでもありませんけれども、やはり我が国の議会制民主主義にとって一番大切な、慎重に公平に審議をし、扱っていかねばならない問題であります。先ほどもありましたが、選挙区画定審議会設置法の第五項第一項にあったいわゆる尊重義務というものは、中央省庁再編の経過の中で、現在はなるほど削除されております。

しかしながら、二年前の六月四日の例えば行政改革特別委員会における当時の太田大臣の答弁や、あるいは同じく十一月十八日の同特別委員会における統務局長官の答弁などを見る限り、尊重義務は削除したけれども、審議会の答申は当然尊重するとされています。

尊重義務があるとすれば、当然、区割り審議会の勧告が出れば、次期通常国会の最初にやはり区割り法案を提出するのが筋だと思っております。以上この点について、まず副大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 区割り画定審議会が答申をされますその答申の相手は内閣総理大臣でございます。そして、そこに持ってこられた答申案に沿って、内閣で判断をし、法案を提出する、こういうのが筋でございます。

ただ、議院内閣制でございますから、その内閣が与党の皆さんとも御協議して、その法案をいつまでもて出すか、これはまさに内閣の中で議論をして決定されるものだ、このように理解をしております。

○今川委員 先ほど他の野党の質問にもございましたように、例えば、いわゆるこの勧告の棚上げ容認とでも言いますか、十一月の一日、総務省の嶋津事務次官は、会見の中で、衆議院選挙区画定審議会が十二月に区割り見直し勧告をしても、それに基づく公選法改正作業は凍結すると与党三党合意を容認する考えを示したと報道されました。十三日の予算委員会でも、福田官房長官も、政府としても勧告の棚上げを容認する姿勢を示さ

れたわけですね。先ほども片山大臣の御答弁ありましたが、与党の合意は合意としまして、やはり私たちは、こういう審議をする場合には、きちっと法に基づいて筋道を通しているいろいろな審議をし、物事を決定していくわけですね。先ほどの御答弁は、言ってみれば与党三党はどう判断するのかということになりますと、あくまでも大臣ですから、大臣としてのもっと主体的な独自の見解、少なくともこれまでいろいろな形で御答弁とか、これからいろいろな研究会も設けられて、いろいろな問題点なり検討されていくんでしようけれども、やはり大臣としての方向性といいますか、基本的な方向性はぜひ示していただきたいと思うんですが、御見解を伺いたいと思っております。

○片山国務大臣 何度も御答弁申し上げておりますように、勧告が出れば、勧告を尊重いたします。我々は、勧告を尊重したことで法案の用意はいたしますけれども、しかし一方、与党三党が、一年を限って抜本的な制度改正を検討する、結論を得る、それは、一票の格差がないように、二倍未満にする、こういうことで案をつくられるわけで、それは、与党と内閣はお互いに調整をするのは議院内閣制である以上当然でございます。その与党の動向を十分見守りながら、政府として、内閣としての態度を決める、こういうことでございまして、与党の言いなりというわけじゃありませんよ。与党と調整する、こう言っているんです、その調整というところは許されるのではないかと、私はこう思っているわけがあります。

○今川委員 それは調整は結構なんですけれども、大臣、例えば具体的に、最長一年間でしょう。そうしますと、勧告が出た場合に、選挙区間のいわゆる今大臣がおっしゃった格差是正、二倍以内にしよう、これを例えば勧告以上に、二倍以内にきちっとやっていくんだ、勧告以上のものを行っていくということであれば理解できますよ。そうじゃなくて、やはり与党三党におもんばかって、どうもそうではない、これまでの答弁を伺う限り。

ので、情報化社会の中で、大したお金もかけることなくより多くの人たちに、政策だとか理念だとか、具体的なことを開示していくという手段として大切だと思うわけです。

そこで、大臣に改めて、今、そういう研究会を含めて前向きであるということ十分わかりましたが、どういう議論になっているのか、少し御説明ください。

○片山国務大臣 研究会では、そういう専門の方に集まっていたら、種々の議論をいただいております。

とにかく、これだけのIT時代で、日本を世界で一番進んだIT国家にするというのがe-Japan戦略の一番の大きな目標ですから、そういう中で、やはり選挙運動も、いつまでも昔ながらの選挙運動ではどうかと私も大変な問題認識を持っておりまして、今度電子投票法なんか御審議をお願いしたいというのもそういう趣旨でございます。

そして、この研究会をぜひ多岐の面から進めたいと思っておりますが、まだインターネットというのは、普及率が三四、五%なんです。御承知のように四七百万人。もうちょっと普及していただかなきゃいけませんし、やはりもう刃の剣です。いい面はもう御承知のとおりなんですけれども、悪い面が、妨害や誹謗中傷、今のままでは何をやらせるかわからぬところもありません。その防止法もしっかりと打ち立てた上でのことになると私は思います。

いずれにせよ、このインターネットの爆発的な普及というのはまだまだ続いていきますし、情報通信技術も急速に進歩しておりますので、そういうものに負けないように、ぜひ研究会でいい結論を、一年と言いましたけれども、できるだけ早くとりあえず出していただいたらどうだろうか、こう考えております。よろしく御指導のほど、お願いいたします。

○今川委員 三番目に、政党支部に対する例の団体献金の問題についてお伺いをしたいと思います。

いわゆる資金管理団体に対する団体献金が、政党支部に対する団体献金にシフトしているのではないかと懸念しております。

ちなみに、東京都の例でいいますと、十月の十六日に東京都選挙管理委員会が公表した二〇〇〇年分の政治資金報告書では、政治資金規正法改正で企業や団体の政治家個人への献金が禁止され、政党の収入は急増、政党の団体数は過去最高の四百五十三となつたと報道されています。主要政党別でも、自民党では、党支部が前年より七十二多い二百四十九にふえ、企業や団体からだけで前年比四・六倍、民主党の場合は、企業・団体献金四・七倍というぐあいです。

これは全国的に見ましても同様でありまして、地方の政党支部が企業・団体献金の受け皿として新たな政治家個人の資金管理団体化している実態が浮き彫りになってきているというふうに報道されています。

例えば、ある党のA議員が支部長を務める党支部は、九九年の十倍近い企業・団体献金を集め、その支部から議員の資金管理団体に多額の寄附が行われ、政治家個人に企業・団体献金が還流している仕組みが明らかになっております。また、ある党のB議員が代表を務める党支部では、二十以上の企業、団体から百万円以上の寄附を集め、このうち十三の企業、団体は、前年はB議員の資金管理団体に献金してました。

政治家個人の資金管理団体に対しては、年間五十万円以内という制限がありましたけれども、政党支部には制限がないために、かえって企業による大口献金がふえた形になっております。

そこで、大臣にお尋ねしたいのであります。政党支部についても議員個人によって使われている現実がございます。政治家個人への企業・団体献金禁止という法律の趣旨が実態面では抜け道になってしまつてはいないかということをご意図に受けとめておられるのか、御見解を伺います。

○片山国務大臣 私どもの方は実質的な審査、チェックする権限がありませんので、実態についてつ

まびらかではございませんが、資金管理団体と政党の支部は違います。それで、政党がどうかあるか、政党の本部と支部の関係がどうかあるか、支部の活動がどうかあるかというところは、まさにそれだけの政党が決めるべきことではないかと懸念しております。

また、その政党は選挙で批判を受けるわけであり、また、最終的には国民の審判を受けるわけであり、これにつきまして、私はこう思っています。これにつきまして、国会で決めていただければ、各党各会派で十分な御議論を賜る必要があるのではなからうかと思っております。

○今川委員 いや、私は一年生議員ですけれども、大臣は大ベテランの大政治家ですから、実態は十分御存じのとおりです。

私がお聞きしたいのは、そういう法律ができたとしても、その裏道を通るように、企業、団体が、政治家個人にできないのであれば、政党支部もほとんどふえていきます。そこにやはり実質的には、政治家個人に直接渡るんじゃないけれども、政党支部を経由して、法律で禁止されたはずの政治献金が行われる。これを例えれば、ういうふうには正できるのか。それは各党の議論もいろいろありますけれども、大臣としての御所見を伺いたいんです。

○片山国務大臣 この政治資金のあり方というのは、委員も御承知のとおり、古くて新しい問題で、本当にいろいろな議論をされてきた。お尋ねしますが、民主主義のコストという面からいえば、企業・団体献金がどうあるのか。資金管理団体の仕組みをつくりましたし、これはだめだということ、今度はそれを禁止いたしました。そういうことの中で、なるほど、企業・団体献金の一部が政党支部の献金という形で回っていることも事実だ、私はこう思いますけれども、しかしそれは今の制度では認めているわけですから、違法ではないわけでありまして、実態が、おまへは詳しくではないかと。そんな詳しくないです。詳

しくないのですが、ぜひこれは、よく各党各会派で実態を十分知悉された上で御議論賜って、よりいい方法をいろいろお考えいただくのが私は適当ではないかと思っております。

○今川委員 大臣、おとほけになつたらいいけれども、実態は十分御承知じやありませんか。

それで、次に、先ほど質問にもあつたんですが、資金管理団体に対する団体献金が禁止された昨年の一月から、これに対する罰則の適用がされる昨年の四月一日までの約三カ月間にやほり献金が集中している実態。言ってみれば、駆け込み献金といいますが、罰則適用されるまでの間に相当集中的に献金が行われている実態が懸念されます。これは、この約三カ月は罰則は適用されないのでしょうが、しかし、違法であるということには間違いないんです。

それと、新聞報道によると、企業献金、この三カ月間に国会議員六十三人に対して総額九千五百三十七万円の献金があつてました。しかし、その記事の最後には、「献金を受け取つた政治家の多くは、献金元に返還するとしている。」という報道があるわけですが、それは、この中にある献金元に返還されたのかどうか、そこが把握されているのか、これはぜひ、部長、どうでしょうか。

○大竹政府参考人 ただいまお話ございました、平成十二年の収支報告書に計上されたものにつきまして、今年に入つてそのような返還等の話が出てくるということでございますけれども、平成十三年に行われまして、その政治資金の取り扱い、すなわち返還等につきましては、これは平成十三年分の政治資金の収支報告書に計上されるべきものとなっております。

平成十三年分の政治資金収支報告書につきましては、来年の三月三十一日までが提出期限でございます。本年の十二月三十一日現在で締めまして、そして来年三月三十一日までに提出するとなつておられるわけでございます。もしことしにおいてそのように返還等が生じますれば、来年度の報告されます収支報告書の中に計上されるも

の、このように考えております。

○今川委員 いや、私の質問は、これは大臣で結構ですよ、昨年一月から三月末まで約三カ月間に、罰則適用はあつてないけれども、言つてみれば、私の言葉としては、駆け込み献金の集中している。これは、罰則は受けないけれども、一応政治資金規正法上は違法であるということには間違いないですね、そこをお尋ねしたんです。大臣、いかがですか。

○遠藤(和)副大臣 これは、当時私もこの委員会におりまして、委員長提案で、平成十二年一月一日からは禁止する。けれども、罰則の規定は四月三十一日の間献金を受けたものは違法である。これは間違いない。しかし、罰則の適用を受けない。違法であるものを受けたということは公表する。公表することによって国民の批判を受ける。刑事罰ではありませんけれども、それも一つの罰則ではないのか、そういうふうな議論の整理をして、この委員長提案がなされたもの、こう理解しております。

○今川委員 もう余り時間ありませんが、例の高祖事件について、改めて片山大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

これまで長い間郵便局というのは、私は九州の西の果て、佐世保に住んでおるんですけれども、地方に行けば行くほど、やはり多くの国民に物すごい信頼感があるんですね。小泉総理は民営化に非常に意欲を持っておられるようでありましたが、しかし、片一方で、金融機関の不良債権の問題であるとかいろいろ不祥事が相次ぐほどに、やはり国営の郵便局は安心だ、こういう素朴な庶民感情といえますか、あると思うんですね。そういう信頼が高かつた分だけ、やはり今回の高祖事件というのは非常に国民を裏切る大変な事件だったと思うんです。

これは、今回が初めてじゃなくて、しかも近畿郵政局だけじゃなくて、例えば佐世保であるとか私の選挙区の中でも、実際にこの間の参議院選挙

の場合も、局長さんはどこに行かしたというのを奥さんに聞きますと、正直なんで、あら、何か選挙の会議とかいつ行つたよといつて、しかも勤務時間中に、本当に率直にそう語つておられる。失礼だけれども、昔からやはり特定郵便局長会というのは、自民党にとつての強力な集票マシンと言われてきたじゃないですか。これは何も近畿だけに限らないと思うんですね。しかも、私どもからしますと、やはりそこにはこの参議院における非拘束式の弊害も多分にあつたんだというふうにも思ふんです。

そこで、この高祖事件というのは間違いない、私たち、この参議院選挙を戦う前に、野党四党と無所属の会で、いわゆる政官業癒着を監視するというところで連携をとり合つてきたんですけれども、やはり今回の事件はまさしくこの政官癒着の象徴的な事例であつたとも思ふんです。そういう意味で、再発防止という意味で、これは、これまで大体似たようなことがあつてきたわけですから、国民に対する信頼回復という意味も含めまして、本当にこれをきちんとやれるのかどうか、そこを、郵政事業を所管されておる片山大臣の御所見なり決意のほどをお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 今委員言われましたように、郵便局は百三十年の歴史があるので、一番地域に溶け込んでおりますし、国民にも愛されて、利用されている。私は、二万四千七百の郵便局のネットワークは国民の資産だ、こう思つております。そういう郵便局がこういう関係で公選法違反を起こして、多くの人が逮捕され、今起訴になつて裁判に移行している人もありますけれども、そういう事態は大変遺憾であり、郵政事業を所管する者として、大変責任を感じております。

御承知のように、先月の終わりに五十七人の行政処分を発表させていただきました。内部の秩序保持のためにそういう対応をとらせていただきましたけれども、今後とも、万般の対応で、二度とこういうことが起こらないようにいたします。二

年後には今の仕組みは国営の郵政公社に移行しますから、その際にあわせて、中間の郵政局や郵政監察局のあり方、あるいは特推連のあり方、あるいは特定郵便局長会は任意団体でございますけれども、そういうものあり方を含めて、もつと国民の信頼を高めるような体制にぜひいたしたい、こう思つております。

○今川委員 もう質問時間が終了したので、最後に一点だけ、これは選挙部長にちよつとお尋ねしておきたいと思うんです。バリアフリー社会ということが言われて久しいのですけれども、視覚や聴覚あるいは知的障害などを所持する人への選挙情報の提供や投票補助など、選挙参加の条件整備を進め、政治参加に必要なバリアフリーを図ることが非常に大事だと思ひます。むしろ、ハンディを背負っている障害者の方こそ、選挙に積極的にかかわりたいという熱意、希望を持っているのです。さらに、投票方法や投票環境の改善はもとより、何と云つても、直接立候補したい、そういう声にどうこたえていくのか。

例えば、障害者の立候補者については、介助者や手話通訳者がどうしても必要となるケースが多くなるわけです。障害者の政治参加を進めるためにも、障害者の立候補者に対する選挙運動に対する支援措置であるとか、具体的な施策を何らか検討していただきたいと思ふのですけれども、御見解を伺つて、終わりにしたいと思います。

○大竹政府参考人 障害者の政治参加を進めることにつきましては、これは極めて重要な課題と我々も考えております。

現在の規定では、音声機能でございますとかあるいは言語機能に障害を持った方々が立候補されます場合には、あらかじめ提出されました原稿に基づきまして日本放送協会等で録音したものを使用することができ、このような規定になつていくわけでございます。

行います場合に、さまざまな支援活動が必要になるといふことから、財政的な支援ができないかというお話でございますけれども、選挙運動につきましても、公平公正の観点の問題もございまして、何が公正なのか、何が公平なのかという問題もあるかと思ひますけれども、立候補者に対する特別の財政支援等を行うかにつきましては、なかなか検討しなければいけない課題が多いものがあるだろうと思つております。これにつきましては、直ちにその支援等の方策を御提示できる状況にはないこととさせていただきます。今後の研究課題にさせていただきます。

○今川委員 これで終わります。

○中馬委員長 以上で質疑を終ります。

○中馬委員長 次に、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとする

るものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、電磁的記録式投票機を用いた投票についてであります。市町村の議会の議員または長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、市町村は、条例で定めるところにより、選挙人が、みずから、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることとすることができるといたしております。

また、都道府県の議会の議員または長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、都道府県は、電磁的記録式投票機を用いた投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、みずから、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることとすることができるといたしております。

さらに、身体の不具合等によりみずから電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人に対する電磁的記録式投票機を用いた代理投票の制度や、みずから電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人に対する電磁的記録式投票機の操作についての補助の制度を設けることといたしております。

第二に、電磁的記録式投票機についてであります。法律において、二重投票の防止や投票の秘密保持等の具備すべき条件を定めるとともに、市町村の選挙管理委員会が、条件を具備した電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙に用いる電磁的記録式投票機を指定することといたしております。

第三に、電磁的記録式投票機を用いた投票の開票についてであります。開票管理者は、開票所において、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集

計することにより、各公職の候補者の得票数を計算することといたしております。

以上のほか、電磁的記録媒体の複写についての規定、国の援助についての規定、必要な罰則等を設けることといたしております。

以上が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができ、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（次

号において「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。

二 電磁的記録式投票機 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)

第三条 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることとすることができる。

2 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票

（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前項の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるところの区域内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることとすることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電

磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三号第二項及び第七号」とする。

(電磁的記録式投票機の具備すべき条件等)

第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならぬ。

一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。

二 投票の秘密が侵されぬものであること。

三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。

四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。

五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。

六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。

七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

2 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。（電磁的記録式投票機において表示すべき事項等）

第五条 公職の候補者の氏名その他の公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべ

き事項及びその表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。

(電磁的記録式投票機の指定)

第六条 市町村の選挙管理委員会は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第二項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。

(電磁的記録式投票機による代理投票等)

第七条 第三条の規定による投票において、身体障害又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票(電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。)を行うことができないう選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。

2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人(第一項に規定する選挙人を除く)は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。

4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者一人をその承諾を得て定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置(電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く)を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

(投票の特例)

第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第五十三条、第五十五条及び第五十六条の規定を適用する場合には、同法第五十三条第一項中「閉鎖」とあるのは「閉鎖し、かつ、電磁的記録式投票機(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。)を投票できない状態にし」と、同条第二項中「閉鎖」とあるのは「閉鎖され、かつ、電磁的記録式投票機が投票できない状態にされた」と、同法第五十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第四条第一項第五号に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)、投票を複写した電磁的記録媒体(同法第十条第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)」と、同法第五十六条中「投票箱を送致する」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体又は投票を

複写した電磁的記録媒体を送致する」と、「その投票箱」とあるのは「その投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

(開票の特例)

第九条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第六十五条及び第七十一条の規定を適用する場合には、同法第六十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱及び投票の電磁的記録媒体若しくは投票を複写した電磁的記録媒体」と、同法第七十一条中「投票は、有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」と、「保存しなければならない」とあるのは「保存しなければならない」と、この場合において、投票にあつては、有効無効を区別して保存しなければならない」とする。

2 第三条及び第七条の規定による投票については、公職選挙法第六十六条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 公職選挙法第六十八条第一項第二号又は第五号に規定する者に対する第三条及び第七条の規定による投票は、無効とする。

4 開票管理者は、第三条及び第七条の規定による投票については、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算しなければならない。この場合において、開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定しなければならない。

5 開票管理者は、第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第六十六条第三項の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同条第二項の規定により行つた投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票数を計算し、直ちにそれらの結果を選挙長に報告しなければならない。

(投票を複写した電磁的記録媒体)

第十条 投票管理者は、第三条及び第七条の規定による投票については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならない。

2 開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことにより、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認めるときは、開票立会人の意見を聴いて、当該投票の電磁的記録媒体に代えて、前項の規定により当該投票の電磁的記録媒体に記録された投票を複写した電磁的記録媒体(以下「投票を複写した電磁的記録媒体」という。)を使用して開票を行うものとする。

(選挙会の特例)

第十一条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第七十九条第一項、第八十条並びに第八十三条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同法第七十九条第一項中「第七章」とあるのは「第七章及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第八十条第一項及び第三項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第二項中「結果」とあるのは「結果及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第九条第四項の規定による計算の結果」と、同法第八十三条第二項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第三項中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」

と、「保存しなければならない」とあるのは「保存しなければならない。この場合において、投票にあつては、有効無効を別別して保存しなければならない」とする。

(立候補の特例)

第十二条 第三条の規定による投票を行う選挙(公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙を除く。)について、同法第八十六条の四の規定を適用する場合においては、同条第五項及び第六項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第八項中「三日」とあるのは「四日」とする。

(公職の候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第十三条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職の候補者が死亡した場合、公職選挙法第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合又は同法第九十一条第二項若しくは第九十三条第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合における電磁的記録式投票機の取扱いその他必要な措置については、政令で定める。

(同時選挙の特例)

第十四条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第十二章の規定は、適用しない。ただし、市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙とともに同条第一項の規定による投票により行う場合にあつては、この限りでない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第七十六条第三項、第八十条第三項、第八十一条第二項又は第二百六十一条第三項の規定による投票は、同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項の規定にかかわらず、第三条の規定による投票を行う選挙と同時にこれを行うことができる。

(投票記載所の氏名等の掲示の特例)

第十五条 第三条第一項の規定による投票を行う

選挙について、公職選挙法第七十五条第八項の規定を適用する場合においては、同項中「第一項又は」とあるのは「第一項の掲示に関し必要な事項は市町村の選挙管理委員会が」と、「事項は」とあるのは「事項は」とする。

(罰則)

第十六条 第三条及び第七条の規定による投票については、電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複製した電磁的記録媒体は投票箱と、第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者及び同条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、同法第十六章の規定を適用する。

2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行なかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

1 第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者が同項の投票の補助の義務に違反したとき。

2 第七条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者が同項の電磁的記録式投票機の操作の補助の義務に違反したとき。

(選挙権及び被選挙権の停止)

第十七条 前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4 前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一条第三項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第三十条の四、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第九十三条の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5 第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る地方自治法第二百七条第一項、第四百三十三条第一項及び第四百三十四条第一項の規定の適用については、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」とする。

(電磁的記録式投票機の使用に要する費用の負担)

第十八条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する

費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(雑則)

第十九条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第二百六十四条の二から第二百六十六条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」とする。

(国の援助)

第二十条 国は、第三条の規定による投票を行う選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に対する助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(命令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第二十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日いずれか遅い日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。(市町村の合併の特例に関する法律に係る特例)

第三条 平成十七年三月三十一日までの間に
 ける第十四条第二項の規定の適用については、同
 項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは
 「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の
 合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六
 号）第四条第十四項若しくは第四条の第二十
 一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二十

六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八
 十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又
 は市町村の合併の特例に関する法律第四条の二
 第三十三項」とする。
 （地方自治法の一部改正）
 第四条 地方自治法の一部を次のように改正す
 る。

別表第二に次のように加える。

<p>地方公共団体の議会の議 員及び長の選挙に係る電 磁的記録式投票機を用い て行う投票方法等の特例 に関する法律（平成十三 年法律第 号）</p>	<p>この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選 挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町 村が処理することとされている事務</p>
---	---

理 由

情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ
 適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び
 迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方
 公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的
 記録式投票機を用いて行う投票方法等について、
 公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、
 この法律案を提出する理由である。

平成十三年十一月二十八日印刷

平成十三年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P